

5プロジェクト、実施施策

5-1 各目標を達成するためのプロジェクト

4つの計画目標を実現するために、6つのプロジェクトを推進していきます。

I 自転車通行空間整備推進プロジェクト

誰もが安全に安心して快適に通行できる自転車通行空間の整備や分かりやすい案内表示の設置など、自転車利用環境に関するハード面の整備を推進します。

II 自転車安全利用促進プロジェクト

世代に応じた交通安全教室の開催や自動車との共存に向けた相互理解の促進など、自転車利用環境の安全性確保をソフト面から推進します。

III 良好な都市環境の形成プロジェクト

自転車と公共交通の相互利用による利便性の向上や駐輪場の包括的なマネジメント、エコ通勤の推進などによって、良好な都市環境を形成します。

IV ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

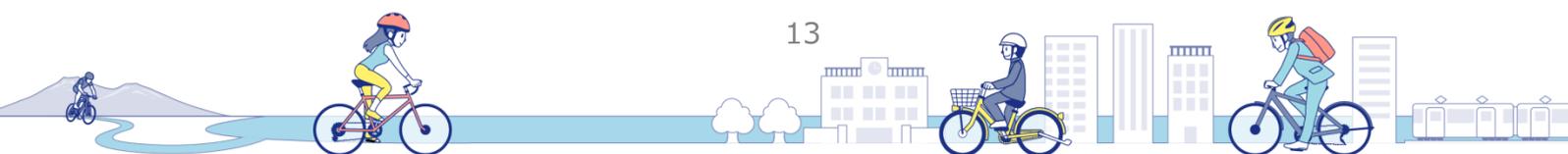
徒歩、自転車、公共交通を使ったまちなかや周辺地域資源への周遊及び滞在を促す取り組みなど、沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車利用環境の検討により、ヒト中心のまちづくりとの連携を図ります。

V おでかけサイクリングプロジェクト

日々の生活のおでかけの選択肢のひとつとして、自転車を活用した移動を促進することで、健康が増進される取り組みを推進します。

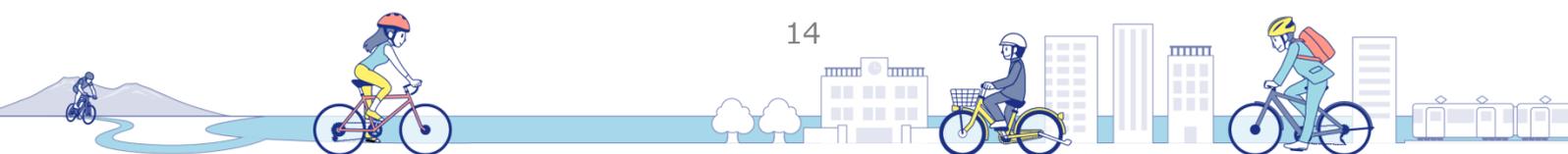
VI 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

サイクリングに訪れたいくなるような多彩なコース・プランの造成や受入環境の構築など、自転車で走行したくなる、実際に走ってみて快適で魅力的なサイクリング、サイクルツーリズムの創出を目指す仕組みづくりをします。



5-2 実施施策一覧

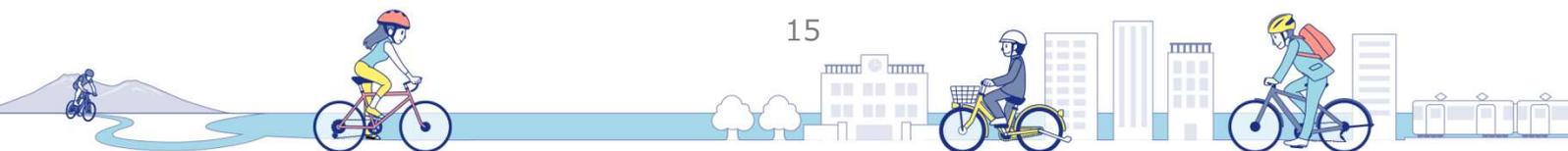
目標	プロジェクト	No	市計画における措置	掲載ページ
目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保	I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト	1	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備	P15
		2	自転車を利用しやすい環境の整備	P18
		3	自転車通行空間の適正な維持管理	P20
		4	自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進	P21
		5	ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施	P22
		6	無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	P23
	II. 自転車安全利用促進プロジェクト	7	世代に応じた交通安全教室の開催	P24
		8	自動車との共存に向けた相互理解の促進	P26
		9	沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進	P27
		10	自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信	P28
		11	市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上	P29
		12	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進	P30
		13	自転車点検実施の推進	P31
		14	自転車ヘルメット着用の広報啓発	P32
		15	自転車損害賠償保険の加入促進	P33
目標2 移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減	III. 良好な都市環境の形成プロジェクト	16	自転車と公共交通の相互利用の利便性向上	P35
		17	公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討	P36
		18	駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し	P38
		19	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ	P39
		20	市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進	P42
	⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P42	
	IV. ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト	21	まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討	P43
22		沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討	P45	
23		移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討	P46	
目標3 自転車による健康の増進	V. おでかけサイクリングプロジェクト	24	ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進	P48
		25	市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進	P51
		26	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施	P52
		27	地域の自転車クラブの創設促進	P53
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P54
		⑰	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ 【再掲】	P54
目標4 サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大	VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト	28	広域連携によるサイクルルートのブランド化の推進	P55
		29	地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの造成による誘客の促進	P57
		30	サイクル拠点の整備促進	P58
		31	官民連携によるサイクリスト受入環境の向上	P60
		32	情報発信ツールの作成	P61
		33	国内外への情報発信の強化	P62
		①	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備 【再掲】	P63
		②	自転車を利用しやすい環境の整備 【再掲】	P63
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	P63
		⑳	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施 【再掲】	P63



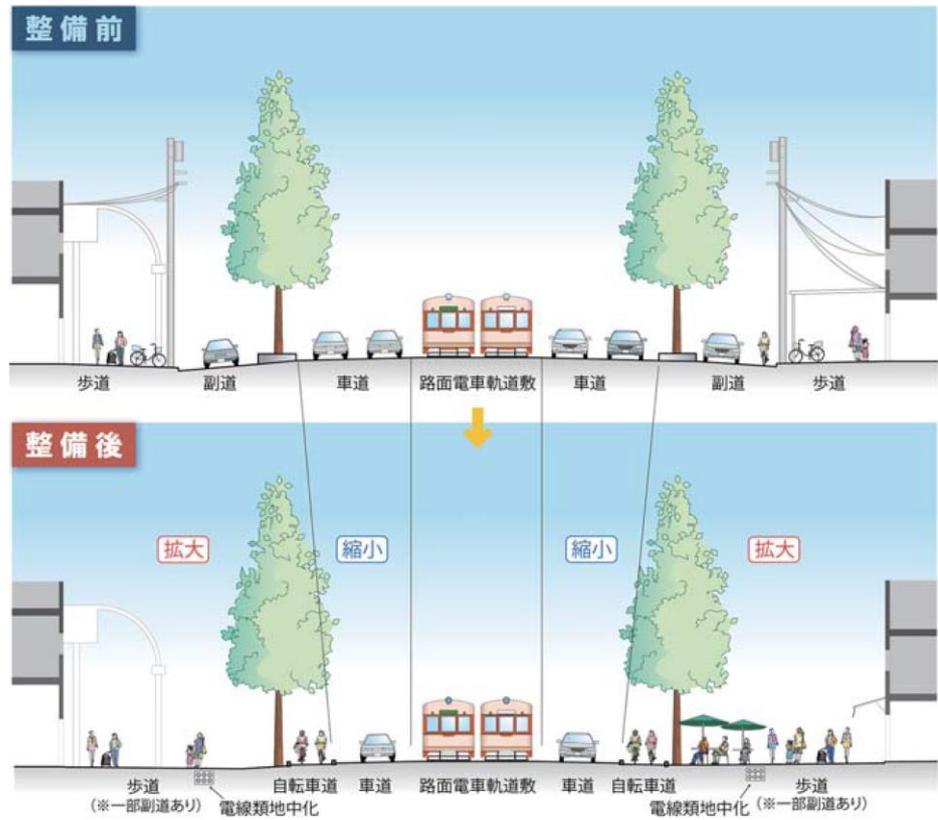
5-3 目標 1 自転車利用環境の充実による安全性の確保

I 自転車通行空間整備推進プロジェクト

<p>市計画における措置</p>	<p>1. 沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備</p>
<p>事業内容</p>	<p>●自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買物等の日常的な移動や観光・レクリエーション等で、安全・安心・快適に自転車を利用できるように、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。</p> <p>■沼津市自転車ネットワーク計画路線(市街地)と整備形態の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>整備計画(短期)</p> <p>〈自転車ネットワーク路線〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車道 自転車専用通行帯 車道混在 河川管理用通路 <p>〈自転車ネットワーク計画外路線(補完路線)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車歩行者道 <p>トンネル内の自転車走行空間については別途協議の上決定する</p> <p>0 0.5 1 2 km</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>■自転車道(国道414号)</p> <p>■自転車専用通行帯(市道0246-3号線)</p> <p>■車道混在(市道0107号線)</p> <p>■自転車歩行者道(国道414号)</p> </div> </div> <p>(出典:沼津市自転車ネットワーク計画)</p>



■道路空間の再配分により自転車の走行空間を確保した例(松山市)



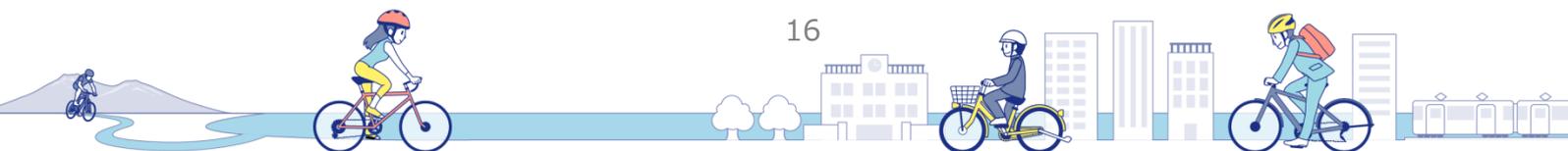
(出典:松山市)

市担当課

建設デザイン調整室、道路建設課

実施スケジュール(○:検討 ●:実施)

R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

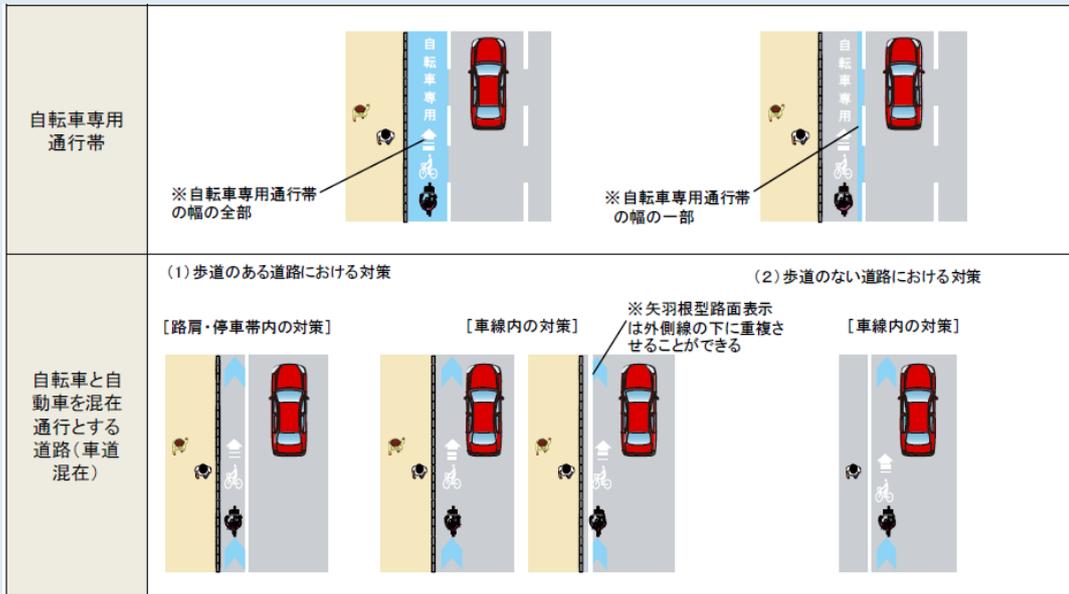


コラム

自転車通行空間を設置した道路における自転車通行ルール

- 市内で設置を進めている自転車専用通行帯や車道混在(矢羽根型路面表示)による自転車通行空間は、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものであり、自転車利用者だけでなく自動車のドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を認知してもらうために設置しています。

■ ガイドラインにおける整備形態



(出典: 国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」)

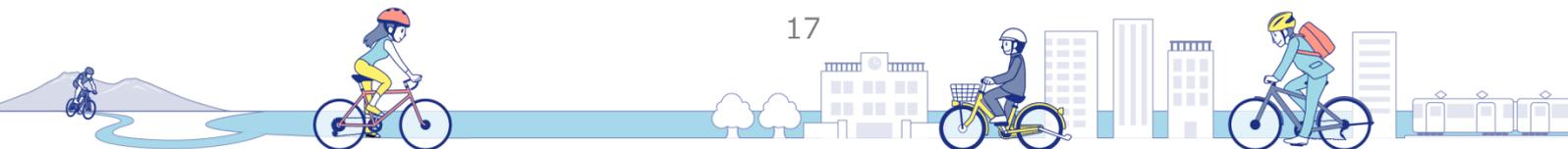
- 自転車は車道通行が原則であり、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。(著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。)
- また、道路では左側を通行しなければならず、自転車専用通行帯が設置されている路線では、原則自転車専用通行帯を、車道混在(矢羽根型路面表示)が設置されている道路においては、路面表示に沿って車道の左側端を通行しなければなりません。
- 交差点では、矢羽根型路面表示に沿って通行しなければなりません。右折時には交差点を矢羽根型路面表示に沿って直進後に方向転換(2段階右折)すること、左折時には横断歩道の歩行者を優先し、左折車の巻き込みに注意することが必要です。

■ 車道混在(矢羽根型路面表示)設置道路における通行ルールに関するチラシ

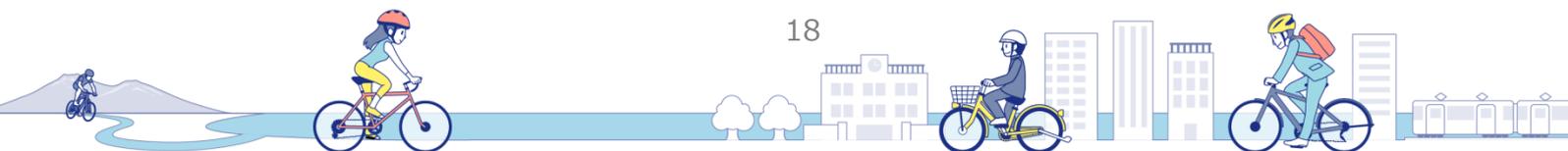
The infographic '自転車通行ルール' provides detailed rules for cyclists on roads with feather-type pavement markings:

- 自転車は車道が原則 (Bicycle is principle of road):** Cyclists should follow the arrow markings and travel on the left side of the road. Notes include: 歩道の通行は禁止 (sidewalk travel is prohibited), 車道の左端(矢羽根)に沿って通行 (travel along the left edge (feather) of the road).
- 矢羽根型路面表示とは? (What are feather-type pavement markings?):** They indicate the travel position and direction to ensure safety. Note: 歩道に「歩道自転車歩道通行可」の標識や表示があるときは (when there are signs/indications for 'walkable bicycle path') is an exception.
- 右折時は2段階で (Right turn is 2-stage):** At intersections, follow the arrow markings and proceed in two stages. Notes include: 右折時は、一度方向転換して、右側の歩道帯を優先するまで待機 (when turning right, first change direction and wait until you can give priority to the right sidewalk), 交差点では、矢羽根に沿って直進 (at intersections, proceed straight along the arrow markings), 左折時は、横断歩道の歩行者を優先し、左折車の巻き込みに注意 (when turning left, give priority to pedestrians at crosswalks and be careful of being pulled into the left-turning car).
- 矢羽根の上に乗車が... (When cars are on the feather...):** When cars are on the feather, cyclists should be cautious. Notes include: 歩道の通行は、自転車と歩行者の間に立ち入り禁止 (sidewalk travel is prohibited between cyclists and pedestrians), 歩道の通行は、歩行者の安全を確保するためやむを得ないとき (sidewalk travel is necessary to ensure pedestrian safety), 歩道の通行は、歩行者の安全を確保するためやむを得ないとき (sidewalk travel is necessary to ensure pedestrian safety), 歩道の通行は、歩行者の安全を確保するためやむを得ないとき (sidewalk travel is necessary to ensure pedestrian safety).

(出典: 国土交通省)



市計画における措置	2. 自転車を利用しやすい環境の整備								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●案内誘導サイン、危険箇所での注意喚起、夜間の安全性を確保するための街灯等を整備します。 ●県の整備方針やナショナルサイクルルートにおける案内誘導の方針を踏まえ、多言語化を含めた統一的な案内誘導サイン等を整備します。 <p>■太平洋岸自転車道における路面表示・案内看板の整備イメージ</p> <p>(出典:国土交通省「太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けたアクションプラン (令和元年12月20日公表)」)</p>								
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、道路管理課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



コラム

ナショナルサイクルルート指定を目指す太平洋岸自転車道

ナショナルサイクルルート制度

- ナショナルサイクルルート制度とは、自転車活用推進法に基づき創設された制度で、下記5つの項目で「一定の要件」を満たすサイクリングルートを対象に国の「推奨ルート」として指定しています。
 - ①ルート設定／②走行環境／③受入環境／④情報発信／⑤取組体制
- 令和元(2019)年10月に、茨城県の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」、滋賀県の「ビワイチ」、愛媛県と広島県にまたがる「しまなみ海道サイクリングロード」の3ルートがナショナルサイクルルートに指定されました。

■ナショナルサイクルルート



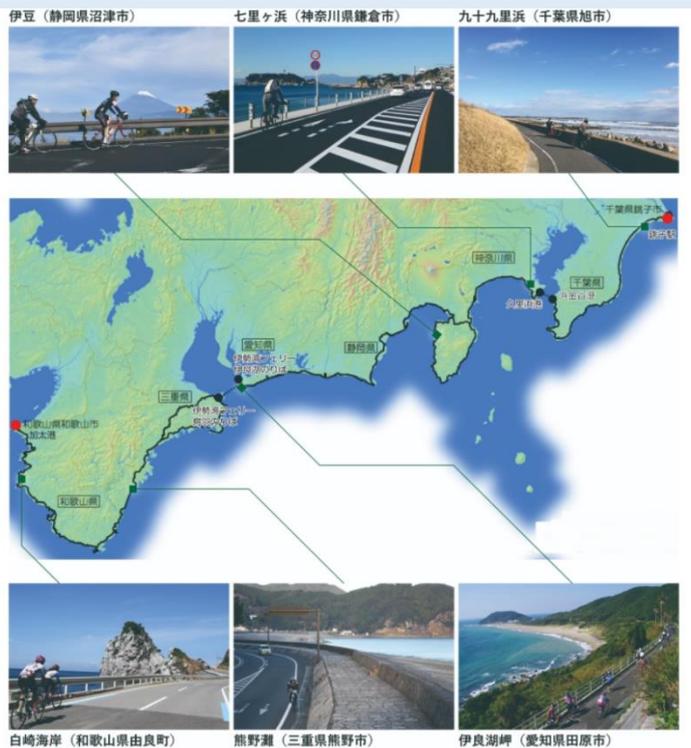
(出典: GOOD CYCLE JAPAN(国土交通省WEBサイト))

太平洋岸自転車道

- 太平洋岸自転車道とは、千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山市に至る延長1,400キロメートルの自転車構想です。
- 関係する自治体で構成される「太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会」において、令和元年9月時点で下記の項目が検討されています。

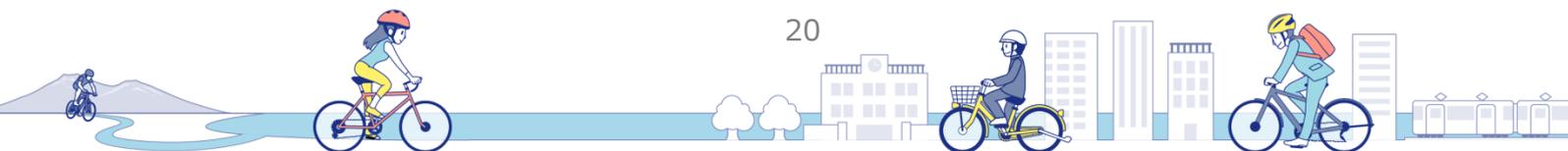
(自転車通行空間の整備／分岐部等における路面表示・案内看板の設置／鉄道駅などにおけるレンタサイクルや着替え場所等の整備／サイクルステーションの整備／日英2か国語以上のホームページ、サイクリングマップでの情報発信)
- 沼津市でも、太平洋岸自転車道の一部区間が通っており、統一した整備を進めています。

■太平洋岸自転車道の概要

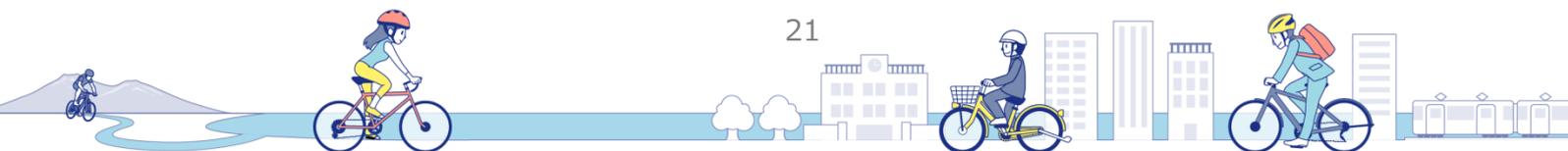


(出典: 太平洋岸自転車道(国土交通省WEBサイト))

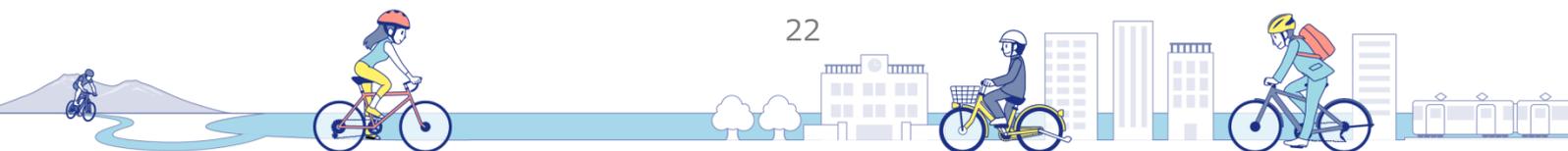
市計画における措置	3.自転車通行空間の適正な維持管理									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行空間の定期的な舗装修繕・道路整備、自転車が通行する車道路面上の滑りやすい土砂の除去等、適切な維持管理を実施します。 									
	<ul style="list-style-type: none"> ■自転車通行環境の維持管理 									
										
(出典:川崎市自転車活用推進計画)										
<ul style="list-style-type: none"> ■タイヤがはまりにくい工夫をしたグレーチング蓋 										
										
(出典:国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」)										
市担当課					道路管理課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



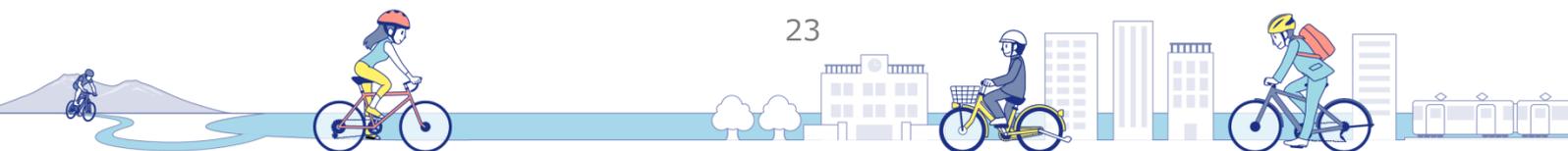
市計画における措置	4.自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車専用通行帯等が設置されている道路において、自転車通行に支障をきたす路上駐車が 多い路線では、警察署に違法駐車取締りを要請します。 ●また、違法駐車を減らすために、違法駐車抑止のための広報啓発活動を展開するなど、違法 駐車の追放対策を推進します。 									
	■違法駐車取締り状況(沼津市)									
										
市担当課					生活安心課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



市計画における措置	5.ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路を走行する車両の速度抑制や進入抑制を図るため、生活道路について、路面表示やポラード等の狭さく、立体に見える路面表示等の設置による安全対策を検討します。 ■ゾーン30※の整備や狭さくの設置例 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="507 506 954 779">  <p>ゾーン30</p> </div> <div data-bbox="959 506 1347 779">  <p>狭さく</p> </div> </div> <p>(出典:国土交通省「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」)</p> <p>※ゾーン30は、ゾーン(区域)を定め、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制します。</p>									
市担当課	道路管理課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



市計画における措置	6.無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備									
事業内容	<p>●無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。</p> <p>■無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備事例</p> <p style="text-align: center;">国道208号 八江地区電線共同溝事業</p> <div style="text-align: center;">  <p>右京町横断歩道橋よりみやま市側を望む 平成29年11月15日(木)撮影</p> </div> <p style="text-align: center;">(出典:国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所HP)</p>									
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、駅周辺区画整理事務所									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



II 自転車安全利用促進プロジェクト

市計画における措置	7.世代に応じた交通安全教室の開催								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な自転車利用に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた体系的な自転車安全教育を実施します。 ●子ども、初心者、女性、高齢者など、ターゲットに応じた自転車の乗り方教室を実施します。 ●運転免許証返納後の足として、電動アシスト自転車を使用した交通安全教室の実施など、各世代のニーズに合わせた交通用具を用いた自転車安全教室を実施します。 <p>■交通安全教室の実施例(沼津市)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>								
市担当課	生活安心課、学校教育課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

コラム

交通安全に関する静岡県独自の取り組み「交通安全リーダー」

- 静岡県では県内の小学6年生全員を「交通安全リーダー」として指名、リーダーワッパンを着用させ、登下校時に下級生へ交通ルールの規範を示す取り組みを実施しています。
- 年に1回、各小学校で開催する「交通安全リーダーと語る会」では、6年生・保護者・地域の交通安全担当・警察等の関係者と、交通安全に関する課題(自転車に限らず、交通安全全般に関して)を設定し、現地を確認するなど、課題に対する解決方法などについて意見交換を行っています。

■リーダーワッパン ■交通安全リーダーと語る会



コラム

自転車安全利用五則

- 自転車を安全に利用してもらうために、自転車に乗車時に守るべき交通ルールを分かりやすく伝えるため、警察庁が特に重要なものを5つにまとめた基本的なルールを自転車安全利用五則といいます。
- 交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを認知しているだけでなく、それらをきちんと遵守することが重要です。

■ 自転車安全利用五則に関するチラシ

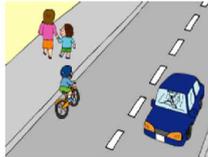
自転車交通安全情報

静岡県警察本部
交通企画課

「自転車安全利用五則」を守ろう！

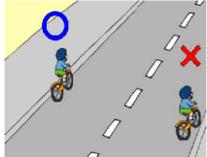
1 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は、歩行者に道を譲らなければなりません。

※ 自転車が歩道を通行できる場合
自転車に乗って通行できることを示す標識がある場合など。



4 交通ルールを守る

- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る
- 2人乗りは禁止
- 夜間はライトを点灯
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止



5 子どもは、ヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させる際、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



自転車で危険行為を繰り返すと自転車運転者講習制度の対象となります。

☆ 自転車運転者講習制度とは？

14歳以上の自転車利用者が加害者となる事故防止を図るための制度です。過去3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返すと、公安委員会から安全講習の受講が命ぜられます。(平成27年6月施行)

【講習時間・手数料～3時間・6,000円】

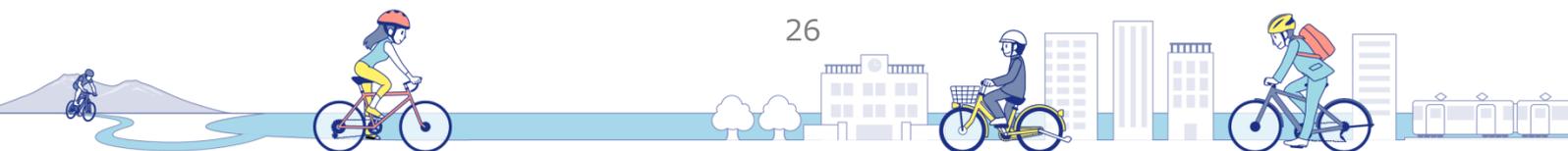
【受講命令に従わなかった場合～5万円以下の罰金】

【危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、妨害運転 等 15項目】

(出典：静岡県警察HP)

25

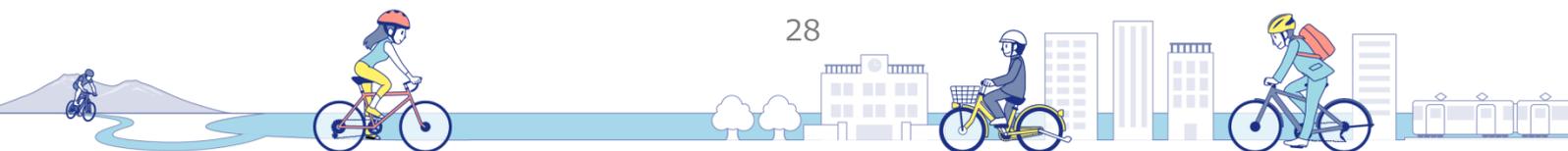
市計画における措置	8.自動車との共存に向けた相互理解の促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者だけでなく、車道上において互いに関与しあう自動車のドライバーに対しても、自転車ルールや思いやり運転等を周知・啓発することで、自転車交通の総合的な安全性の向上を推進します。 ●各世代での交通安全教室実施の際や、教習所での講習時に、安全を保つためのルールや、マナーの周知啓発を実施します。 <p>■思いやり1.5m運動ステッカー配布の例</p>  <p>(出典:伊豆観光圏活性化協会)</p>									
市担当課	生活安心課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



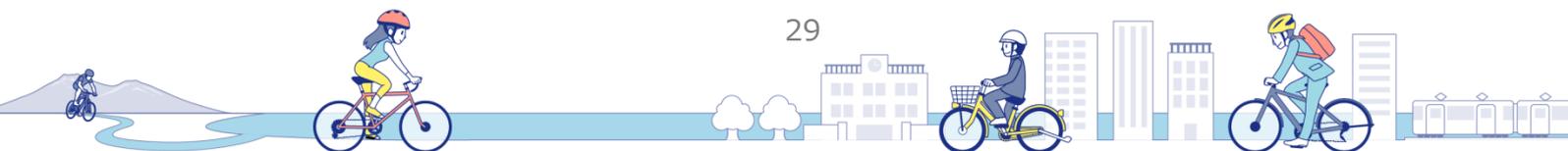
市計画における措置	9.沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進									
事業内容	<p>●市内12の高等学校で構成される「沼津市高校生自転車マナー向上委員会」の一斉街頭指導及び啓発活動等の活動推進により、高校生のさらなる自転車マナー向上と交通事故防止を図ります。</p> <p>■沼津市高校生自転車マナー向上委員会の活動の様子(沼津市)</p> 									
市担当課	生活安心課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



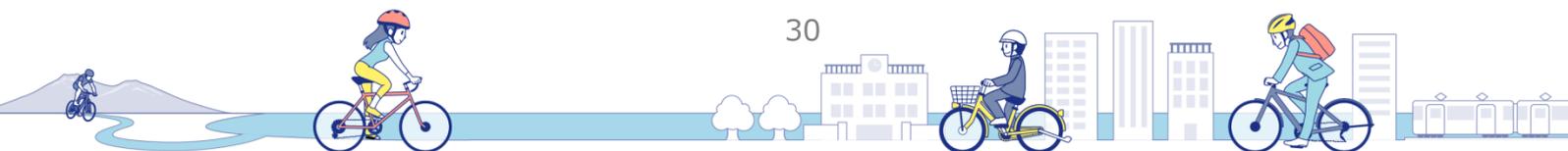
<p>市計画における措置</p>	<p>10.自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信</p>								
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県や教育委員会、学校、PTA、警察等と協働し、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を推進します。 ●自転車の安全利用に向けた意識啓発を促進するために、自転車の視点や学生の視点を踏まえた通学路の安全点検を実施し、「通学路安全マップ」を作成します。  <ul style="list-style-type: none"> ●日常的に自転車を利用する人に向けて、自転車で走りやすいルートや、安全に走行できる自転車通行空間、タクシーやバスなどのドライバー目線からの指摘等も含めたマップの作成と発信を行い、自転車関連事故を削減します。 <p>■市街地の「ヒヤリハットマップ」の作成例(伊達市)</p>  <p>(出典:伊達市)</p>								
<p>市担当課</p>	<p>生活安心課、学校教育課、道路管理課</p>								
<p>実施スケジュール(○:検討 ●:実施)</p>									
<p>R3年度 2021年度</p>	<p>R4年度 2022年度</p>	<p>R5年度 2023年度</p>	<p>R6年度 2024年度</p>	<p>R7年度 2025年度</p>	<p>R8年度 2026年度</p>	<p>R9年度 2027年度</p>	<p>R10年度 2028年度</p>	<p>R11年度 2029年度</p>	<p>R12年度 2030年度</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>



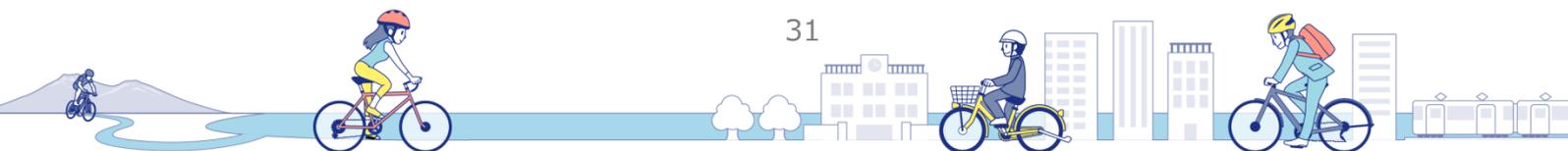
市計画における措置	11.市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上																		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員は、自転車の交通について、地域住民の手本となるようにします。 ●交通関連書類等の回覧の実施や庁内掲示板などを活用して、市職員に対する交通マナーの周知徹底を図ります。 																		
	<p>■市役所職員の交通マナー関連書類の回覧(石狩市)</p>																		
	 <p style="text-align: right;">(出典:石狩市)</p>																		
市担当課					人事課														
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)																			
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度										
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										



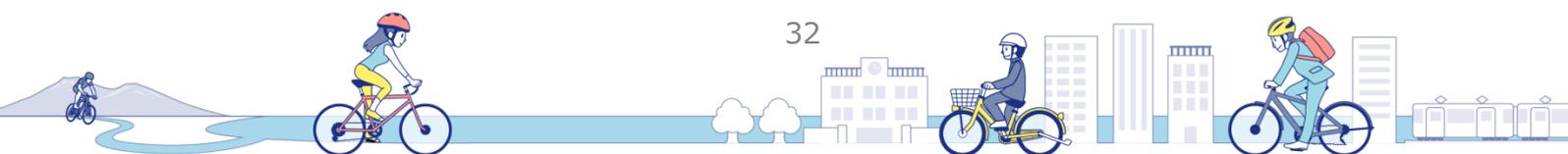
市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●5月の自転車月間において、市民の自転車利用促進を啓発するため、自転車を活用した健康増進セミナー、自転車通勤に関するセミナー等のイベント実施やレンタサイクルの特別割引を検討します。 ●シェアサイクルの体験イベント開催について、事業者への働きかけを検討します。 									
	<p>■自転車月間における各地域での取り組みの例</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>【北海道】 自転車の利用促進や安全利用に係る普及啓発の取組を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>シェアサイクル登録会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>自転車安全教室</p> </div> </div> </div> <div style="width: 50%;"> <p>【静岡県】 県政広報誌のほかテレビ、ラジオ等報道機関と連携した広報を展開</p> <div style="text-align: center;">  <p>県政広報誌への掲載</p> </div> </div> <div style="width: 50%;"> <p>【福岡県】 庁舎内にリーフレットの配架等するとともに自転車シミュレーターの体験コーナーを設置</p> <div style="text-align: center;">  <p>自転車シミュレーターの体験</p> </div> </div> </div> <p>(出典:第2回自転車活用推進官民連携協議会資料「令和2年自転車月間について」)</p>									
	市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



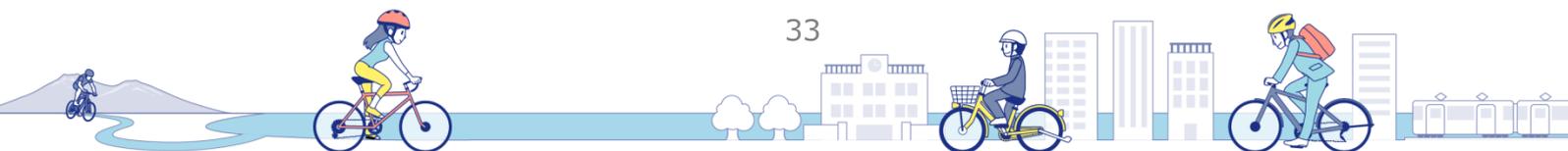
市計画における措置	13.自転車点検実施の推進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●現在市内の小中学校児童・生徒を対象とした自転車無料点検を実施し、自転車の整備不良による交通事故を防止するとともに、自転車の整備の重要性についても学んでいます。 (年間あたり約7校実施)(協力:自転車軽自動車商業協同組合沼津駿東支部) ●定期的な自転車点検の必要性や点検の方法等、自転車販売店や学校等と連携して情報発信することで、自転車利用者の安全意識向上を図ります。 ●市営駐輪場利用者を対象に自転車無料点検サービスの実施を検討し、点検整備を受ける気運の醸成やTSマークの普及に取り組みます。 									
	<p>■自転車の点検整備(沼津市)</p> 									
	 <p>自転車の無料点検</p> <p>ぶたはしゃべる</p> <p>(出典:川崎市自転車活用推進計画)</p>									
市担当課	生活安心課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



市計画における措置	14.自転車ヘルメット着用の広報啓発									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の小・中・高等学校、企業等に対し、自転車安全教育の充実を図るとともに、自転車乗車時のヘルメット着用にも努めるよう指導します。 ●県や警察と連携し、自転車ルール・マナーの周知・啓発のため、定期的な街頭指導やキャンペーン、自転車活用を啓発するイベント等を実施します。 ●事故データに基づく、安全教育内容の重点化や、ルールの根拠を示す等、わかりやすいパンフレット等を作成します。 <p>■ヘルメット着用促進の啓発例</p>  <p style="text-align: right;">(出典：愛媛県HP)</p>									
市担当課	生活安心課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



市計画における措置	15.自転車損害賠償保険の加入促進								
事業内容	<p>●近年、全国的に自転車関連事故の高額賠償事例が発生していることを受け、被害者救済、加害者の経済的負担を軽減するため、県が制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための広報・啓発活動を実施します。</p> <p>■自転車損害賠償保険に関する情報の発信</p>  <p style="text-align: right;">(出典:静岡県)</p>								
市担当課	生活安心課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



 コラム

静岡県で自転車条例が制定、自転車損害賠償責任保険は加入義務化

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（静岡県自転車条例）

- 静岡県では、海外からの来訪者を含め、県民の安全を確保するためにも、安心して自転車を利用できる環境整備をすることを目的に、平成31年(2019年)4月1日に「静岡県自転車の安全で適正な利用が促進されるよう条例」を制定しました。
- 主な規定内容は、「県民の役割」、「自転車の安全適正利用」、「自転車損害賠償責任保険の加入義務」です。

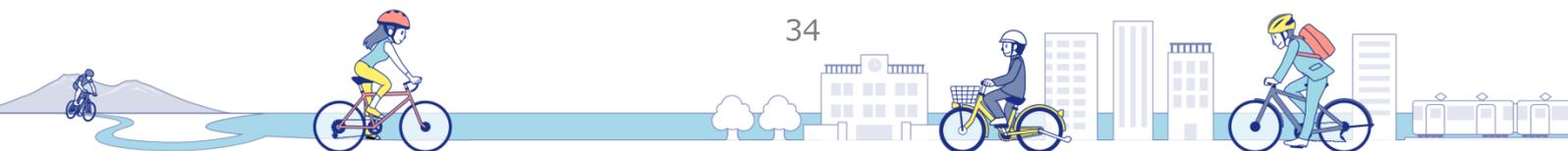
条例における規定内容	概要
県民の役割 (第3条～第8条関係)	交通ルールの遵守、マナー向上は、普段から家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。保護者・学校及び事業者は看護する未成年、児童・学生または従業員への自転車の安全適正利用の教育に努めましょう。
自転車の安全適正利用 (第9条～第10条関係)	自転車は車両です。自転車関係法令に従うほか夜間のライト点灯や反射材の装着をしなければなりません。自動車と同じようにタイヤの空気圧やブレーキの効きなど日常的な点検を行いましょう。また、児童・中学生の通学時、幼児用座席の幼児乗車時は、乗車用ヘルメットを着用しなければなりません。
自転車損害賠償保険の加入義務 (第11条～第13条関係)	自転車事故の備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、自転車保険に加入しなければなりません。

自転車での加害事故による高額な賠償金の事例

- 自転車の利用者が事故の被害者になることもあれば加害者になることもあり、思いもよらない負担を強いられる結果を招くことがあります。もし加害者になった場合は損害賠償責任保険が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

判決認容額※	事故の概要 (日本損害保険協会調べ)
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷を負い意識が戻らない状態となった。【神戸地裁 平成25年7月4日判決】
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突、男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。【東京地裁 平成20年6月5日判決】
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した【東京地方裁判所、2003年9月30日判決】

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算的)。上記裁判後の上訴等により加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

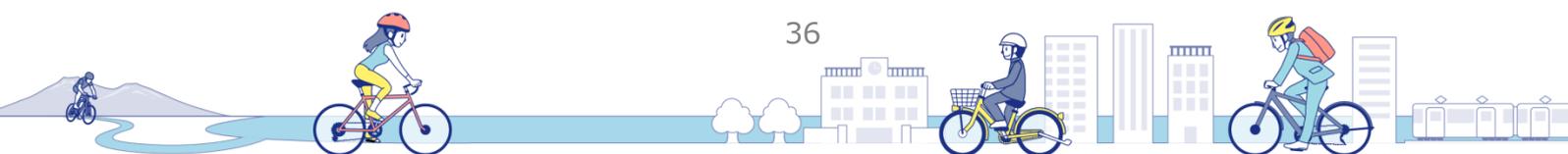


5-4 目標2 移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減

Ⅲ 良好な都市環境の形成プロジェクト

市計画における措置	16.自転車と公共交通の相互利用の利便性向上								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅から目的地への移動において、バス停周辺施設等と連携した駐輪場の確保に努めることで、自転車とバスを乗り継ぎ、スムーズなおでかけを支援するサイクル&バスライドを促進します。 ●借りた場所以外の場所でも返却できるシェアサイクルの特徴を活かし、路線バスやタクシーとシェアサイクルを相互利用できるサービスを検討します。 								
	<p>■シェアサイクル(ハレノヒサイクル)予約画面</p>  <p>(出典:ハレノヒサイクルHP)</p>								
	<p>■サイクル&バスライド 駐輪場の設置</p>  <p>(出典:茅ヶ崎市)</p> <p>■サイクル&バスライド(厚木市地域公共交通会議での取り組み)</p> <p>◇今後における整備の考え方 【考え方①】 バス停付近の余剰地やコンビニ等に、自転車が自然発生的に駐車され潜在的な需要がある場所に整備する考え方。 ○候補地 A:相川中学校前バス停付近(新東名建設予定地の余剰地) B:宿原入口バス停付近(コンビニの駐車場) C:中平バス停付近(空き地) D:林中学校前バス停付近(歩道橋下) 【考え方②】 自動車交通を抑制させ、バスへの転換を促す考え方。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>バス停まで歩くのは遠いが、自転車であれば行くことができるというニーズを発掘していきます。</p> </div>  <p>(出典:厚木市)</p>								
市担当課	まちづくり政策課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	●	●	●	●	●	●	●	●

<p>市計画における措置</p>	<p>17.公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討</p>								
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用地を利活用したシェアサイクルやレンタサイクルの設置を促進するため、公共施設の用地や都市再生特別措置法の占用特例を活用した、都市公園や道路上への設置を検討します。 ●公共交通機関との連携を図るため、鉄道事業者等に駅周辺へのシェアサイクルやレンタサイクルポート設置について協力に関する働きかけを実施します。 ●シェアサイクルポートと連動した自転車通行空間整備および駅等における案内サインの設置についても併せて検討します。 <p>■ 占用特例を活用した設置例</p> <div data-bbox="638 739 1228 1164"> <p>2. サイクルポートの設置状況 国土交通省</p> <p>都市再生特別措置法に基づく占用特例の活用</p> <p>▶ ポート設置位置等を明示した都市再生整備計画（案）を策定し、公共施設管理者協議を経て、HPへの掲載等により公表することにより、公共施設におけるサイクルポートの占用特例が活用できる。 ▶ 占用特例の活用のみを行う場合は、事務手続き上、国や都道府県との協議は必要とせず、地方公共団体の裁量で、都市再生整備計画の策定・公表ができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="654 873 973 1097"> <p>道路の占用特例</p> <p>平成23年 都市再生特別措置法改正 ○ サイクルポート等について、一定の条件の下で、道路占用許可の特例として、無条件の基準が緩和される。</p> <p>特例の活用状況</p> <p>都市の再生に資し、道路の通行及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であつて、施設等の設置に伴い必要となる道路交通障害の程度及び向上を図るための措置が講じられているもの、都市再生法46第10項、関係法令14条</p> <p>国土交通省 国土政策局 都市再生課 都市再生特別措置法改正に関する資料</p> <p>国土交通省 国土政策局 都市再生課 都市再生特別措置法改正に関する資料</p> </div> <div data-bbox="989 873 1212 1097"> <p>都市公園の占用特例</p> <p>平成28年 都市再生特別措置法改正 ○ 賑わいの創出に資する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加</p>  <p>都市公園へのサイクルポート設置（イメージ）</p> </div> </div> <p>■ 占用特例の活用都市（平成29年12月末時点） ○ 道路・・・高崎市、岡山市、北九州市、神戸市、姫路市 ○ 都市公園・・・姫路市</p> <p>（出典：国土交通省「全国シェアサイクル会議資料：シェアサイクルの取り組み等について」）</p> <p>■（シェアサイクル）ハレノヒサイクル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>（出典：ハレノヒサイクルHP）</p> </div>								
<p>市担当課</p>	<p>まちづくり政策課</p>								
<p>実施スケジュール(○:検討 ●:実施)</p>									
<p>R3年度 2021年度</p>	<p>R4年度 2022年度</p>	<p>R5年度 2023年度</p>	<p>R6年度 2024年度</p>	<p>R7年度 2025年度</p>	<p>R8年度 2026年度</p>	<p>R9年度 2027年度</p>	<p>R10年度 2028年度</p>	<p>R11年度 2029年度</p>	<p>R12年度 2030年度</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>



コラム

コロナ禍における自転車への期待

- 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)[令和2年8月31日国土交通省発表]において、令和2年(2020年)の新型コロナ危機を契機に生じた変化として、公共交通から自転車への転換の可能性が挙げられています。その中で、今後は公共交通だけではなく、多様な移動手段の確保や自転車が利用しやすい環境整備の必要性が示されています。

■自転車を取り巻く環境の変化

【論点2】都市交通(ネットワーク)の今後のあり方と新しい政策の方向性

<新型コロナ危機を契機に生じた変化>

- 公共交通の利用への不安や在宅勤務推奨の結果、公共交通利用者が減少。
- 移動時間等の削減により時間価値の重要性が強く認識されるものと考えられる。
- 近距離の移動については、公共交通から自転車に転換している可能性。
- 公共交通について、感染リスクも踏まえた密度や施設のあり方の対応も必要に。
- 歩行者にとつての過密の回避、居心地の良い環境へのニーズの高まりのため、都市のウォークブル空間の重要性が高まると考えられる。

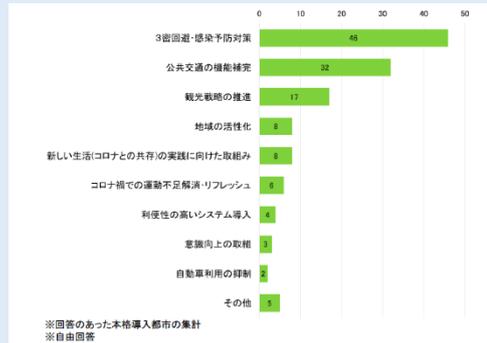
<今後の方向性>

- 混雑状況のリアルタイム発信等により、過密を回避し、安心して利用できる環境が必要。
- まちづくりと一体となった総合的な交通戦略を推進する必要。
- 公共交通だけでなく、自転車、シェアリングモビリティなど、多様な移動手段の確保や自転車が利用しやすい環境整備が必要。
- 駅周辺に生活に必要な都市機能を集積させ、安全性・快適性・利便性を備えた「駅まち」空間の一体的な整備も必要。
- 適切な密度の確保等新しい街路空間の考え方の導入が必要。

(出典:「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)(国土交通省)から作成)

■コロナ禍におけるシェアサイクルへの期待

- 国土交通省の調査(シェアサイクルを導入する自治体を対象)によると、コロナ禍におけるシェアサイクルへの期待として、「3密回避・感染予防対策」や「公共交通の機能補完」への期待が多い状況です。



(出典:第3回全国シェアサイクル会議資料(国土交通省))

コラム

自転車プローブデータの活用(前橋市)

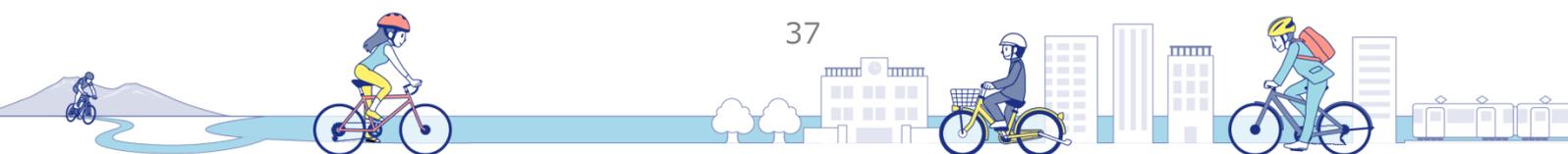
- 自転車通行空間の整備においては、自転車の利用実態に即した環境整備が求められています。
- 前橋市では、関連事業者と協定を締結し、IoTユニット(GPS、LTE機能)を取り付けた再生電動アシスト自転車を活用し、自転車走行データ等を収集・分析・検証するモニタリング事業を開始しました。
- 得られた移動データやアンケート調査の結果は、シェアサイクルの事業化(令和3年4月より開始予定)や自転車利用環境の整備検討に活用される予定です。

走行データの分析結果の活用事例

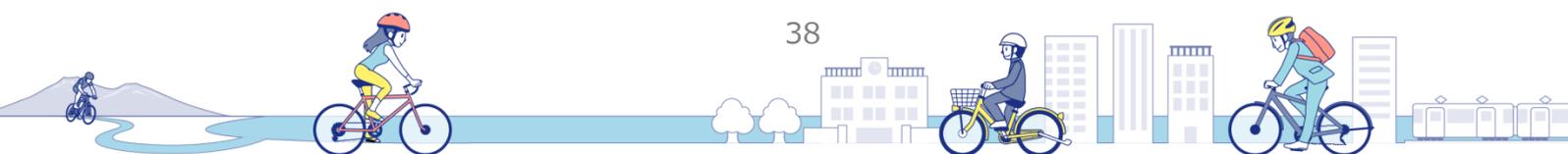
- 走行データを元に道路利用状況を把握
⇒自転車利用環境整備、向上に役立てる
- 走行データとアンケートを分析し今後の需要を予測
⇒シェアサイクル事業化及び運用の参考とする
(サイクルポート設置、走行距離、走行日時等)

出典:前橋市資料より

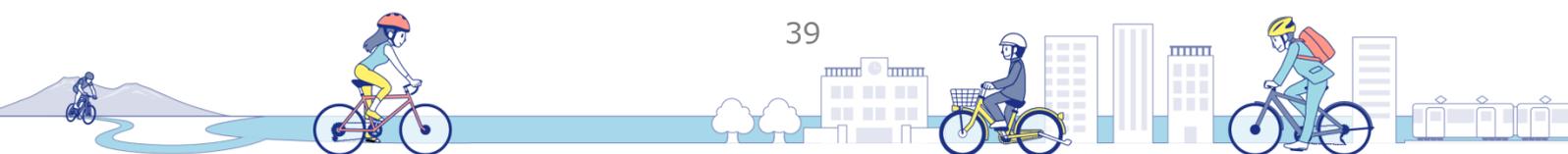
(出典:国土交通省「第4回シェアサイクルの在り方検討委員会」資料2公共的な交通としての在り方について)



市計画における措置	18.駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市営の駐輪場は無料で利用することができ、市内では無秩序な放置自転車はほとんど確認されません。今後も安全に安心して利用できる駐輪場の維持のため、包括的なマネジメントを行います。 ●また、自転車の回遊性を確保するため、放置禁止区域は柔軟に見直します。 ●都市景観を損なわず、ウォーカブルなまちに資する沼津市中心市街地まちづくり戦略と連携した道路空間での駐輪の在り方を検討します。 									
	■沼津駅北口第2自転車等駐車場									
										
■原駅自転車等駐車場										
										
市担当課					まちづくり政策課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



<p>市計画における措置</p>	<p>19.市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ</p>																										
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対し、環境にやさしく健康に良い「自転車」の魅力を、Facebook「エコのまち沼津」などを使って広報します。エコ通勤のメリットを広報し、実践を呼び掛けます。 ■環境に配慮した通勤による効果の発信例(エコ通勤リーフレット) <div data-bbox="549 454 1305 779"> <p>日本のCO₂排出量の約17.4%は運輸部門からの排出です。手段別のCO₂排出量は、自家用車と比較すると、バスでは約1/2、鉄道では約1/7であることが分かっています。このため地球温暖化防止策として、最も大きな効果が得られるのが通勤時などに自家用車の利用を極力控えるエコ通勤なのです。</p> <p>1人が1km移動する際のCO₂排出量 (g-CO₂/人キロ)</p> <table border="1"> <tr> <td>自家用車</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>バスなどの公共交通は、一度に多くの人を運ぶことができるので、1人当たりのCO₂排出量が少なくなります。</p> <p>栃木県</p> <p>県、市町、民間等事業所が一体となり、「とちぎエコ通勤Week」を継続的に実施。平成29年度では、元気な杉の木約2,700本が吸収するCO₂量の抑制に効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録人数</td> <td>39万人</td> <td>39万人</td> <td>37万人</td> <td>37万人</td> </tr> <tr> <td>エコ通勤率</td> <td>43.0%</td> <td>40.9%</td> <td>38.6%</td> <td>38.9%</td> </tr> <tr> <td>CO₂削減量</td> <td>30トン</td> <td>30トン</td> <td>31トン</td> <td>38トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 杉の木1本あたりの年間CO₂吸収量 = 14kg-CO₂/年・本 (出典：林野庁ホームページ)</p> </div> <p>(出典:国土交通省「エコ通勤リーフレット」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対し、エコ通勤の推進に役立つ自転車通勤導入制度等の情報を紹介します。自転車通勤制度等の導入により企業価値を向上させるといった事業者にとっての取り組みのメリットを広報します。 ■自転車通勤導入に関する手引きとエコ通勤 <div data-bbox="523 1025 900 1554"> <p>令和元年5月 自転車活用推進官民連携協議会</p> </div> <p>(出典:自転車活用推進官民連携協議会「自転車通勤導入に関する手引き」)</p> <div data-bbox="995 1025 1378 1554"> <p>『エコ通勤』とは？ クルマから、電車でやさしい、エコな通勤手段に転換すること。</p> <p>企業等の 総務・広報・CSR 関連部署の皆さまへ 始めよう『エコ通勤』 エコロジー×エコノミー×エクセレンス</p> </div> <p>(出典:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)</p>	自家用車	145	バス	66	鉄道	20		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	登録人数	39万人	39万人	37万人	37万人	エコ通勤率	43.0%	40.9%	38.6%	38.9%	CO ₂ 削減量	30トン	30トン	31トン	38トン
自家用車	145																										
バス	66																										
鉄道	20																										
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																							
登録人数	39万人	39万人	37万人	37万人																							
エコ通勤率	43.0%	40.9%	38.6%	38.9%																							
CO ₂ 削減量	30トン	30トン	31トン	38トン																							
<p>市担当課</p>	<p>環境政策課、健康づくり課</p>																										
<p>実施スケジュール(○:検討 ●:実施)</p>																											
<p>R3年度 2021年度</p>	<p>R4年度 2022年度</p>	<p>R5年度 2023年度</p>	<p>R6年度 2024年度</p>	<p>R7年度 2025年度</p>	<p>R8年度 2026年度</p>	<p>R9年度 2027年度</p>	<p>R10年度 2028年度</p>	<p>R11年度 2029年度</p>	<p>R12年度 2030年度</p>																		
<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>																		



コラム

国による自転車通勤制度拡大のための取組

- 自転車通勤を推進することは、環境負荷の低減・交通渋滞の緩和、国民の健康維持増進につながることから、国は、自転車活用推進計画に基づき、自転車活用推進官民連携協議会と連携し、自転車通勤を拡大するために以下の取組を進めています。

➢ 「自転車通勤導入に関する手引き」を策定

企業等において、これから自転車通勤制度を導入するための検討をする際や、すでにある自転車通勤制度の見直しを行う際の参考としていただくことを目的に、「自転車通勤導入に関する手引き」を策定しています。

➢ 『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトの創設、募集開始

企業等における自転車通勤の推進に関する自主的な取組を促進することを目的とした、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度である『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」を新たに創設し、募集を開始しています。

■自転車通勤推進企業宣言プロジェクトの認定ロゴマーク及び認定基準

認定ロゴマーク	認定基準
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保 ✓ 自転車で通勤する従業員向けに安全教育を年1回以上実施 ✓ 自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険の加入を義務化
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自転車で通勤する従業員の定期的な点検整備を義務化 ✓ 自転車で通勤する従業員の自転車盗難対策の義務化 ✓ 自転車通勤時のヘルメット着用の義務化 ✓ その他、自転車通勤を推進する先進的な取組

※国土省が認定する「自転車通勤推進宣言企業」として、県内では静岡県庁に次いで、加和太建設株式会社(三島市・沼津市周辺でシェアサイクル事業を展開)が民間としては県内1号で認定されています。

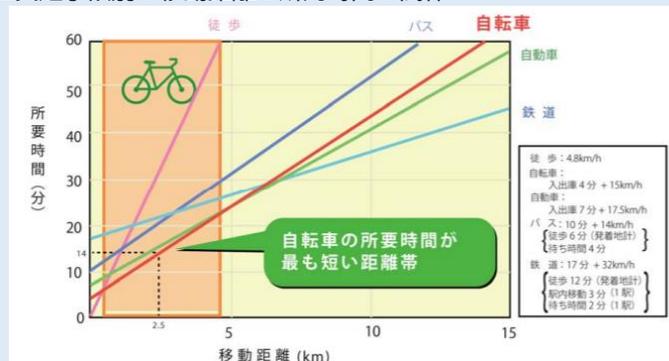
(出典：自転車活用推進官民連携協議会(国土交通省WEBサイト))

コラム

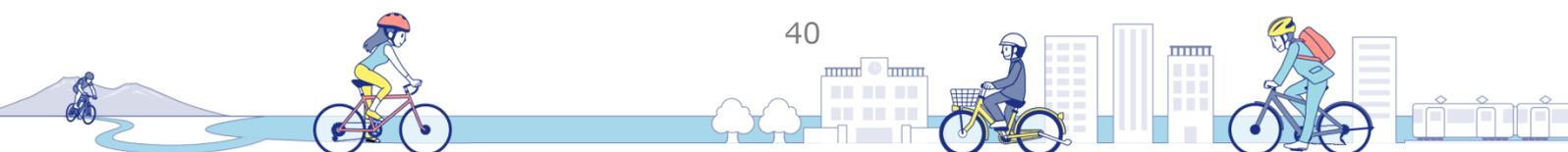
自転車は近・中距離で、通勤時間の短縮に期待ができます

- 自転車は渋滞に関係なく、鉄道の待ち時間や駐車を探る時間も必要ないことから、一定の距離以内(約500m~5km以内)の都市内移動では最も所要時間が短い交通手段であると示されています。
- また、定時性に優れていることから、近・中距離での通勤時間の短縮や定時性の確保に効果的です。

■交通手段別の移動距離と所用時間の関係



(出典：国土交通省「自転車通勤導入に関する手引き」)

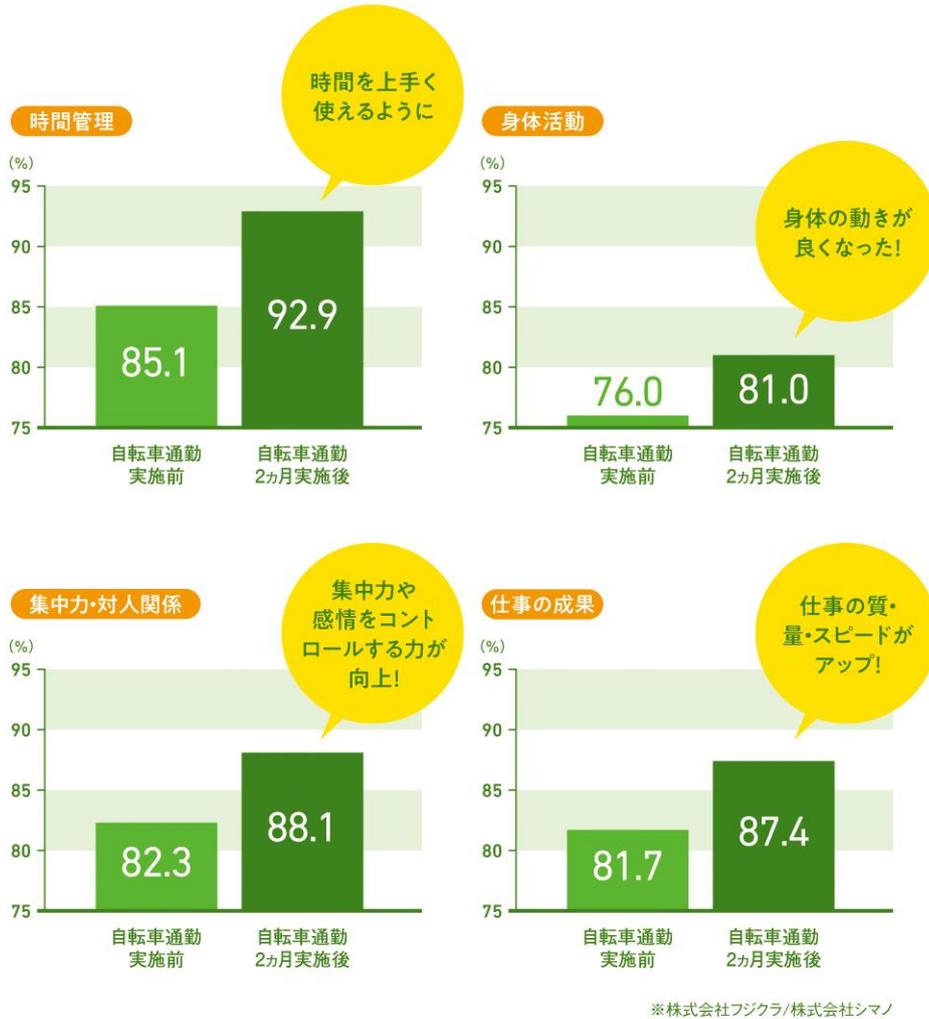


コラム

自転車通勤による労働生産性の向上効果

- 自転車通勤を実施したところ、時間の使い方や仕事の成果が向上するなど、労働生産性が向上したという調査結果もあります。
- 自転車通勤による効果として事業者・従業員の双方へのメリットが期待されます。

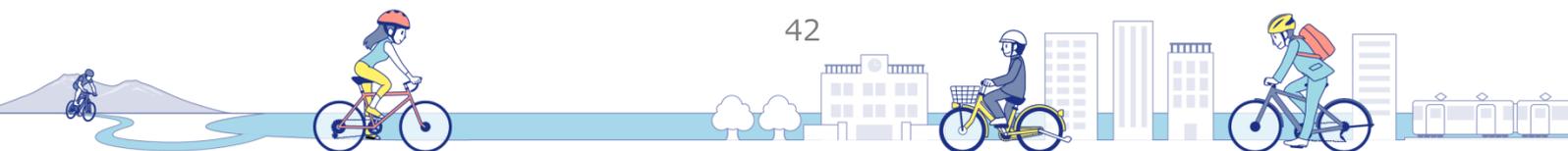
Data C-05 2カ月間、自転車通勤を行った社員の労働生産性の変化



(出典: Cyclingood Health Data File (株)シマノ)

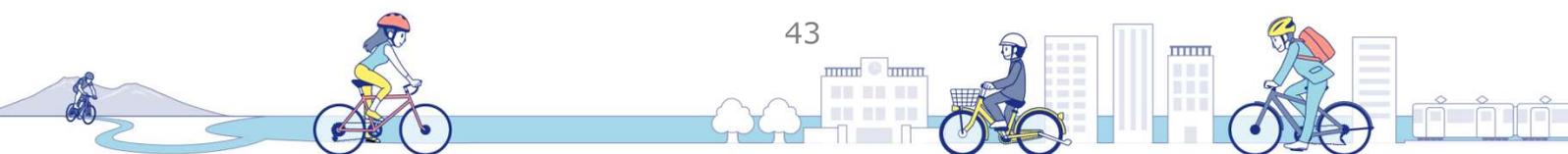
市計画における措置	20.市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員の市内近距離移動手段として、公用自動車の代わりに活用するもので、CO2の排出削減と職員のエコ意識の向上を目的するために、配備されている公用自転車を活用し、積極的な利用を促進します。 ●具体的な利用促進に関する仕組みは、移動のルールの設定なども考慮して、今後検討します。 <p>■公用車として導入された電動アシスト自転車(リース)</p>  <p>(出典:泉大津市HP)</p> <p>現在市では、公用自転車として、6台の電動アシスト自転車を導入(令和3年3月時点)</p>									
市担当課	資産活用課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進【再掲】									
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



Ⅳ ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

市計画における措置	21. まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市営香貫駐車場や民間駐車場など、中心市街地の外縁(フリンジ)の駐車場(パーキング)を活用し、自転車(シェアサイクルやレンタサイクル)や公共交通を利用して、まちなかや沼津港などを周遊し、滞在してもらう取り組みを検討します。 ●狩野川や沼津駅～沼津港間などを、ゆっくりとした移動でまちを愉しみ、周遊し、滞在してもらう取り組みです。 ●週末の沼津・Week End Marketなど、今後定期的な開催を検討しているマーケットと同時に開催することで、さらなるまちへの周遊や滞在を促進します。 ●フリンジパーキングを利用し、シェアサイクルやレンタサイクル、公共交通などを利用するきっかけになるようなインセンティブ等についても検討します。 <p> ■シェアサイクル・レンタサイクルやEVバスで まちなか、周辺地域資源を回遊する例(沼津市) ■パーク&ライド実施例(奈良市) </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: right;">(出典:奈良中心市街地公共交通活性化協議会)</p>								
市担当課	まちづくり政策課、ウィズスポーツ課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	○	○	●	●	●	●	●	●	●



コラム

シクロヴィア（ボゴタ市）

- 南米コロンビアの首都・ボゴタ市では、毎週日曜の午前7時から午後2時まで、全長121kmにもおよぶ中心市街地の大通り等へのクルマやバイクの乗入れを制限するイベント「Ciclovía(シクロヴィア、「自転車の道」)」を実施しています。
- シクロヴィアは1974年に、大気汚染による健康被害と運動不足への対策を目的としてボゴタ市の主導で始められました。現在では150万人ものボゴタ市民が参加しています。
- このような、道路への自動車の乗入れを禁止して、ウォーキングやランニング、サイクリングを楽しむ人に開放する取り組みは「オープンストリート」と呼ばれ、世界中で行われています。



(出典:文(greenz.jp「全長121kmの自転車天国！ 渋滞世界一の都市ボゴタには、スポーツ嫌いの人も走りたくなる「道」がある。(2019.07.08、Text:橋口創吾)」より抜粋)、写真(Instituto Distrital de Recreación y Deporte Bogotá)

コラム

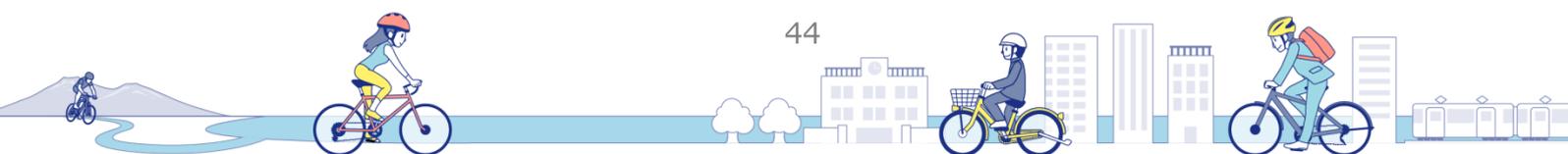
サマー・ストリート（ニューヨーク市）

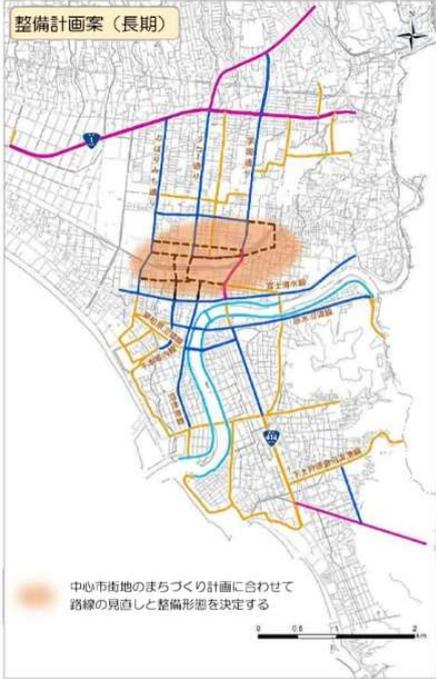
- ニューヨーク市では、市交通局(DOT)により、歩行者を主役とした街路空間への転換が進められています。
- 取り組みのひとつである「サマー・ストリート」は、マンハッタンの南北を縦断する約11kmの大通りを、8月の土曜日3回にもわたって歩行者空間化するイベントで、交通局主導のもと、多数の市の組織およびシティバンクをはじめとした民間企業との協力によって開催されています。
- 南米コロンビア・ボゴタ市の週末自転車道シクロヴィアや、フランスのパリ・プラージュといった取り組みをモデルとして2008年から開始されました。
- ウォーキング、サイクリング、ヨガ等のトレーニング、フードの飲食等を楽しむことができます。

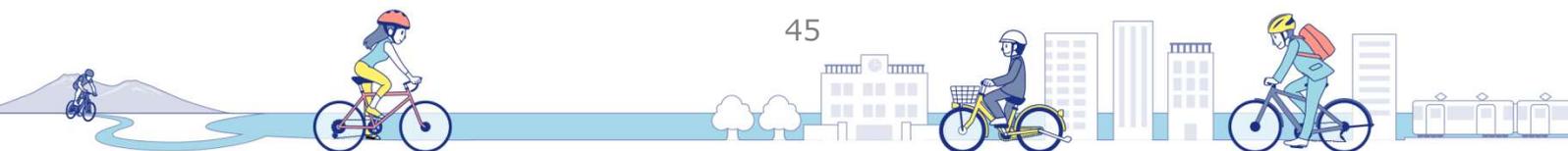


(出典:ソトノバHP「トレーニング意欲を刺激する！ 今年も ニューヨークにサマー・ストリートがやってきた！

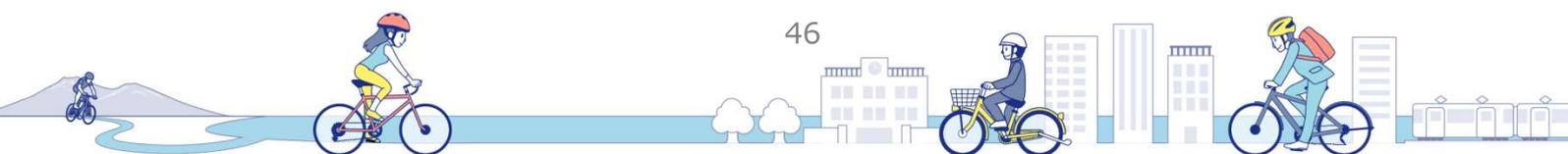
(2019-10-17)」、<https://sotonoba.place/nyc-summerstreets>)



市計画における措置	22.沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●沼津市中心市街地まちづくり戦略に位置付けた戦略や方策の進捗と連携し、中心地市街地の自転車通行空間の在り方と駐輪場の配置を検討します。 									
	<ul style="list-style-type: none"> ◆駅舎西側より臨む <p>将来の沼津駅南口駅前広場 (イメージ)</p>	 <p>(出典:沼津市中心市街地まちづくり戦略)</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ■沼津市自転車ネットワーク計画路線(市街地) 	 <p>(出典:沼津市自転車ネットワーク計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●具体的には、沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動し、沼津市自転車ネットワーク計画の市中心市街地の路線の見直しや、沼津駅周辺総合整備事業と連動した鉄道高架下等への駐輪場の再配置を検討するものです。 								
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	



<p>市計画における措置</p>	<p>23.移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討</p>								
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの賑わい創出や地域公共交通の課題解決など、将来を見据えた、多様な交通手段による中心市街地と周辺地域資源の回遊ネットワークの充実を図るため、自転車通行空間等における新技術等を駆使したスローな移動手段の活用を検証するなど、新しい移動手段の在り方を検討します。 ●日常的に誰もが使えるという観点から、多様なモビリティツールを選択できることや体験することについて検討します。 ●リノベーションまちづくりと連携した取り組みを検討し、今ある資源や公共空間を活かしながら、公民連携による新たなモビリティツールの活用を検討します。 <p>■参考:岡崎市乙川河川敷を活用した 電動マイクロモビリティの実証実験(岡崎市)</p>  <p>LUUP (出典:岡崎市)</p> <p>■参考:近距離モビリティ「WHILLウィル」 利用したシェアリングサービス(横浜市)</p>  <p>WHILL (出典:横浜市)</p> <p>■参考:大手前通り活用チャレンジ “ミチミチ”での滞留空間を活用した社会実験(姫路市)</p>  <p>●姫路市では、姫路駅から姫路城までの通過動線となっている姫路のメインストリートである大手前通りにおいて、「大手前通りが居心地の良い日常使いの場所へ」をコンセプトに、憩いやくつろぎの場として利用されることを目指して、マルシェやイス・テーブル等を設け、段階的に人が居る状況をつくり、利用価値を高める取り組みを実施しています。“ミチミチ”では、櫓やパーティバイク(複数人で楽しめる自転車)等、滞留空間を活用することで、多くのアクティビティが生まれ滞留時間が伸びています。(出典:姫路市)</p>								
<p>市担当課</p>	<p>まちづくり政策課、建設デザイン調整室</p>								
<p>実施スケジュール(○:検討 ●:実施)</p>									
<p>R3年度 2021年度</p>	<p>R4年度 2022年度</p>	<p>R5年度 2023年度</p>	<p>R6年度 2024年度</p>	<p>R7年度 2025年度</p>	<p>R8年度 2026年度</p>	<p>R9年度 2027年度</p>	<p>R10年度 2028年度</p>	<p>R11年度 2029年度</p>	<p>R12年度 2030年度</p>
<p>○</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>



コラム

リノベーションまちづくり

- 既存の公共空間や空き家、空店舗、空きビル及び空き地等の土地、建物などの遊休不動産等を地域資源と捉え、リノベーションの手法で新たな使い方を創出し、産業振興と地域コミュニティの再生などを図ることを目的として、公民連携により、エリアの期待値を高め、更なる価値向上を目指す取り組みです。
- 従来行われてきた「ないものをつくる」まちづくりから、「あるものを活かす」まちづくりへの発想の転換を行い、沼津にしかない地域資源を活かすことを基本的な考え方としています。
- 沼津市では、2015年からリノベーションまちづくりへの取り組みをスタートし、これまでに数多くの実事業、プレーヤーが生まれてきました。その結果、沼津市全域に多くの事業創出が図られてきています。

■参考：自転車と関連したリノベーションまちづくりでの情報提供例（沼津市）



（沼津南リノベーション事例＆スポットガイド・・・沼津南エリアならではの過ごし方やライフスタイルを提案）

コラム

歩行者利便増進道路（ほこみち）

- 道路法等の一部を改正する法律(R2.11.25施行)により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されました。「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」として指定した道路では、歩道の通行空間とは別に、歩行者が安心・快適に滞留できる、賑わいを目的とした空間を定めることが可能となります。
- カフェやベンチのほか、シェアサイクルのポートの設置もしやすくなり、歩行者や自転車の利用しやすい空間づくりが進むことが期待されます。



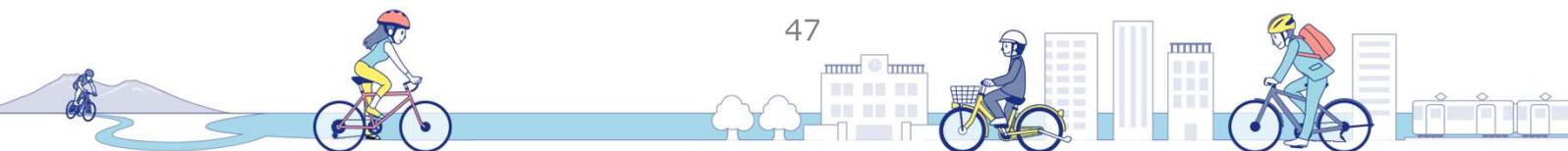
人中心の空間として再生した、まちのメインストリート

曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント

歩行者利便増進道路のイメージ

【出典：「2040年」道路の景色が変わる】

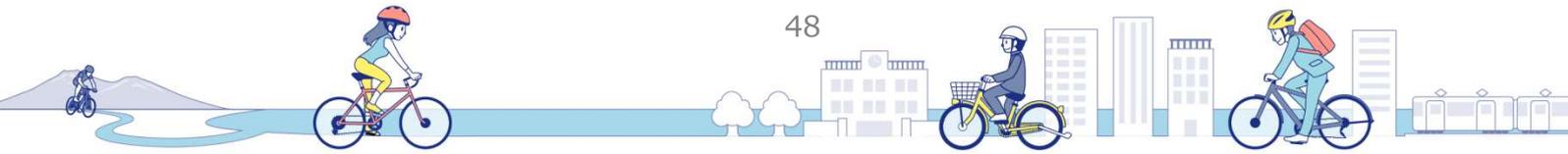
（出典：国土交通省「歩行者利便増進道路（ほこみち）の普及展開に向けて」）



5-5 目標3 自転車の活用による健康の増進

V おでかけサイクリングプロジェクト

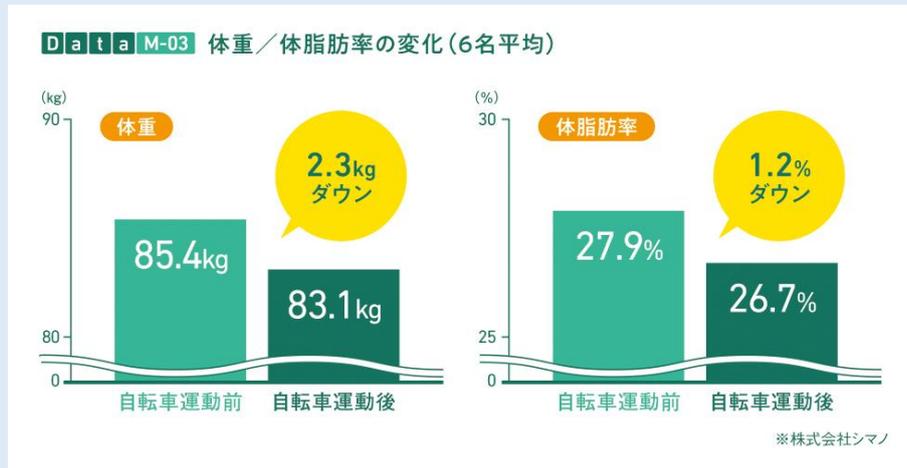
市計画における措置	24.ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進																																													
事業内容	<p>●「ぬまづ健康マイレージ」において健康面から自転車の活用を促し、市民が楽しみながら健康維持・増進に取り組むことを支援します。</p> <p>■ぬまづ健康マイレージのリーフレットとメニュー項目</p>  <p>ぬまづ健康マイレージ ポイントシート</p> <table border="1" data-bbox="933 996 1141 1198"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1332 1364 1590"> <thead> <tr> <th>健康メニュー</th> <th>メニュー項目（例）</th> <th>ポイント数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こ（心・絆）</td> <td>1日1回以上「ありがとう」と誰かの相談にのる ボランティア活動をする</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>う（運動）</td> <td>ながら運動（何かをしながらの運動）をする ラジオ体操をする ウォーキングをする 自転車通勤をする</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>し（食事）</td> <td>主食、主催、副菜をそろえた食事をとる 毎食野菜を食べる</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>き（健康の基本）</td> <td>検診を受ける（がん検診・特定検診・歯科検診・人間ドッグなど） 予防接種を受ける 乳がんのセルフチェックをする 市・一律病院主催の運動教室・健康講座を受講する</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	健康メニュー	メニュー項目（例）	ポイント数	こ（心・絆）	1日1回以上「ありがとう」と誰かの相談にのる ボランティア活動をする	1	う（運動）	ながら運動（何かをしながらの運動）をする ラジオ体操をする ウォーキングをする 自転車通勤をする	1	し（食事）	主食、主催、副菜をそろえた食事をとる 毎食野菜を食べる	1	き（健康の基本）	検診を受ける（がん検診・特定検診・歯科検診・人間ドッグなど） 予防接種を受ける 乳がんのセルフチェックをする 市・一律病院主催の運動教室・健康講座を受講する	3
1	2	3	4	5																																										
6	7	8	9	10																																										
11	12	13	14	15																																										
16	17	18	19	20																																										
21	22	23	24	25																																										
26	27	28	29	30																																										
健康メニュー	メニュー項目（例）	ポイント数																																												
こ（心・絆）	1日1回以上「ありがとう」と誰かの相談にのる ボランティア活動をする	1																																												
う（運動）	ながら運動（何かをしながらの運動）をする ラジオ体操をする ウォーキングをする 自転車通勤をする	1																																												
し（食事）	主食、主催、副菜をそろえた食事をとる 毎食野菜を食べる	1																																												
き（健康の基本）	検診を受ける（がん検診・特定検診・歯科検診・人間ドッグなど） 予防接種を受ける 乳がんのセルフチェックをする 市・一律病院主催の運動教室・健康講座を受講する	3																																												
市担当課	健康づくり課																																													
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)																																														
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度																																					
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																					



コラム

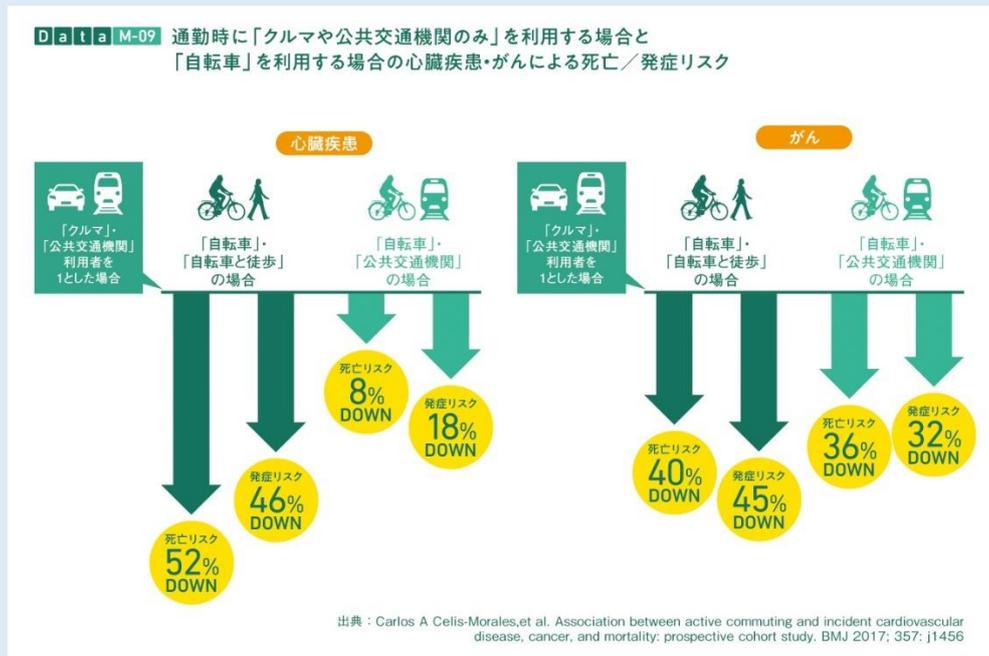
自転車の健康効果

- ある調査結果によると、自転車にのる習慣のなかった人が3ヶ月間自由に自転車を利用した結果、平均で体重は2.3kg、体脂肪率は1.2%ダウンしました。
- ももとの体重や日々の運動量によって効果に差は生じますが、継続して自転車を活用することで、メタボの解消が期待されます。



(出典: Cyclingood Health Data File (株)シマノ)

- イギリスの研究結果によると、「クルマや公共交通」を利用している人に比べて、「自転車と徒歩」「自転車と公共交通機関」の組み合わせで通勤している人のほうが、心臓疾患やがんの死亡／発症リスクが低く、自転車の活用が疾患予防につながる事が期待されます。

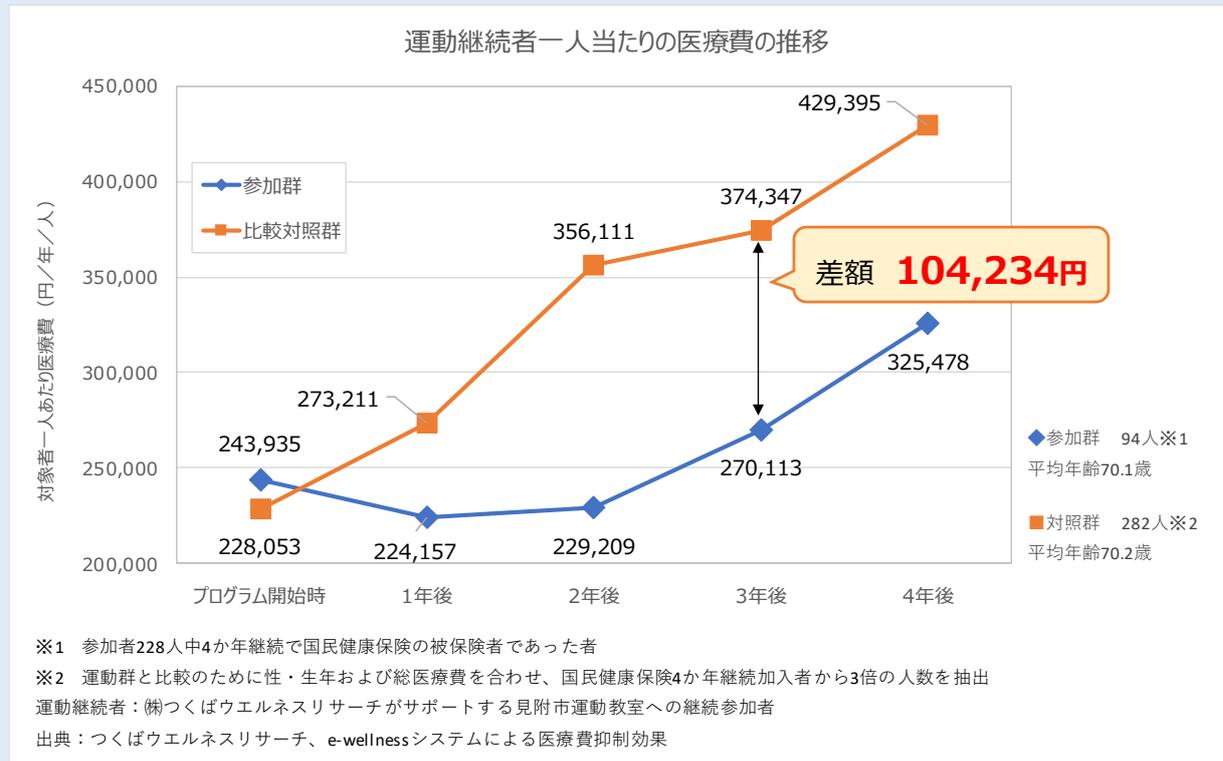


(図: Cyclingood Health Data File (株)シマノ)

 コラム

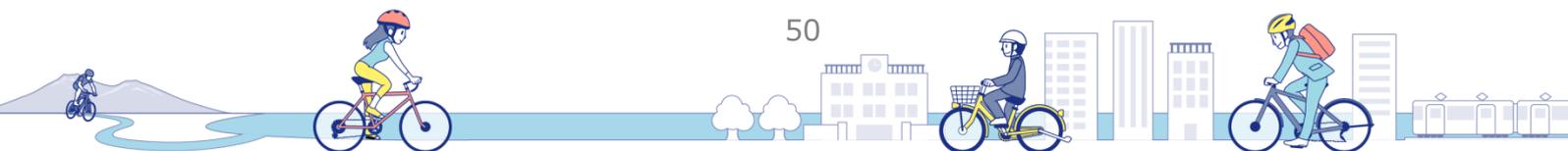
運動による医療費の削減効果

- 見附市で行われ行われている大規模健康づくり事業では、継続的に運動を実施する高齢者群は、実施しない群と比較して年間約10万円医療費が少ないという結果が得られています。
- 自転車を活用した継続的な運動により、医療費の削減効果が期待されます。

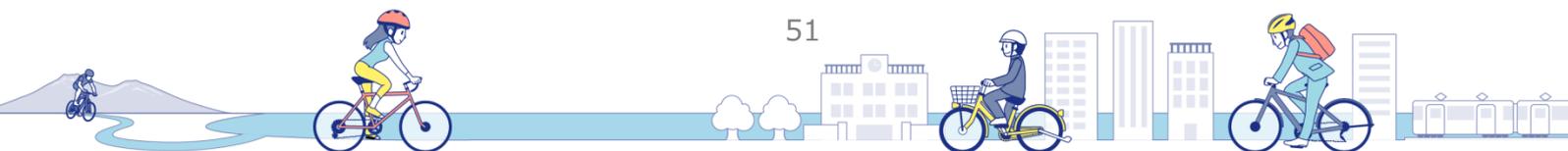


(出典：まち・ひと・しごと創生本部 スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合(第1回))

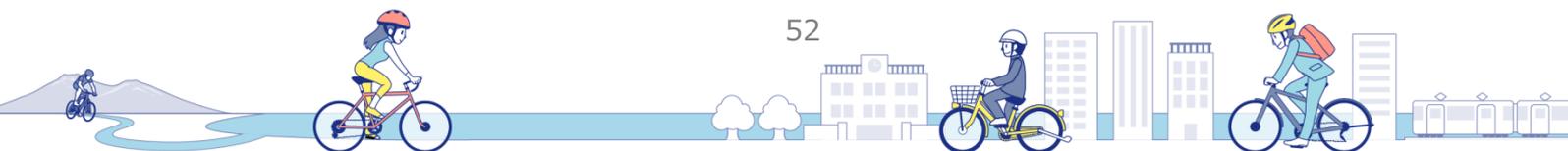
資料7 国土交通省説明資料から作成)



市計画における措置	25.市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員の近距離通勤者の通勤手段及び公務での近距離移動の移動手段として、健康増進の側面から自転車の積極的利用を促します。 									
	<ul style="list-style-type: none"> ■近距離通勤者のマイカー利用の自粛について(お願い)の周知(沼津市) 									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">事務連絡 令和2年10月2日</p> <p style="text-align: center;">職員各位</p> <p style="text-align: right;">人事課長</p> <p style="text-align: center;">近距離通勤者のマイカー利用の自粛について(お願い)</p> <p>本市では低炭素社会や資源循環型社会の実現を目指し、市民、事業者とともに、自動車からの排気ガス対策に取り組んでいます。</p> <p>これを受け、通勤が近距離(2キロメートル未満)でマイカーを利用している職員については、できるだけ徒歩や自転車等での通勤をお願いいたします。</p> <p>また、その他の職員についても、環境への負荷軽減や健康増進のため、積極的に自転車等に通勤手段を変更されるようお願いいたします。</p> <p>※交通手段(徒歩、自転車など)や通勤方法(同乗など)に変更が生じた場合は、速やかに通勤届を人事課に提出してください。</p> </div>									
	市担当課	人事課、健康づくり課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



<p>市計画における措置</p>	<p>26.自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施</p>									
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の運動習慣に対する意識を向上させるため、自転車の魅力や楽しさ、自転車を活用した健康づくりに関する有用な情報(健康増進に資する自転車活用に関する好事例や、活用効果などに関する情報)を積極的に発信します。 ●静岡県東部・伊豆地域で活動する地元密着型プロサイクリングチーム等と連携し、自転車の楽しさやルールを子どもたちに教える自転車教室など、自転車の魅力や楽しさ、健康効果を伝えるイベント・講習会を実施します。 ●自転車メーカー等と連携し、自転車の移動のしやすさを体験するための電動アシスト自転車の体験会や講習会を実施します。 <p>■プロチームと連携した自転車教室の例(レバンテフジ静岡)</p>  <p>(出典:レバンテフジ静岡)</p> <p>■プロチームと連携した自転車教室の例(宇都宮市)</p>  <p>(出典:宇都宮ブリッツェン)</p>									
<p>市担当課</p>	<p>健康づくり課、ウィズスポーツ課</p>									
<p>実施スケジュール(○:検討 ●:実施)</p>										
<p>R3年度 2021年度</p>	<p>R4年度 2022年度</p>	<p>R5年度 2023年度</p>	<p>R6年度 2024年度</p>	<p>R7年度 2025年度</p>	<p>R8年度 2026年度</p>	<p>R9年度 2027年度</p>	<p>R10年度 2028年度</p>	<p>R11年度 2029年度</p>	<p>R12年度 2030年度</p>	
<p>○</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	



コラム

電動アシスト自転車

- 電動アシスト自転車は子育て世代や通学等に利用されているほか、高齢者の潜在的需要も見込まれています。
- 電動アシスト自転車の安全性や機能性、健康面への効果について理解が深まることで、自動車の代替手段として普及することが期待されます。

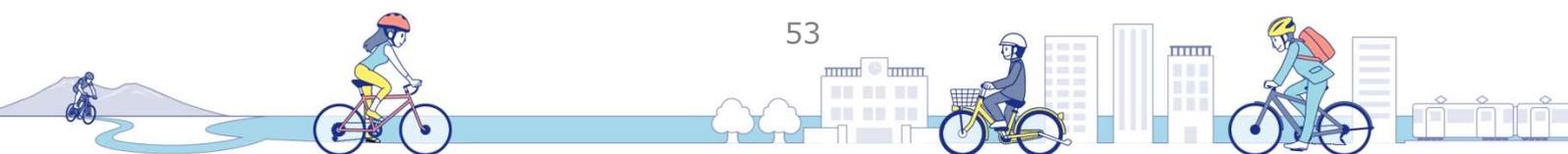
電動アシスト自転車の特徴

- ✓ こぎ出しがスムーズであり、ふらつきが少ない
- ✓ 疲労が少ないため、長時間の走行が可能
- ✓ 重い荷物等も楽に運ぶことができる
- ✓ 筋力の衰えをサポートすることができ、坂道の走行も楽

(出典：経済産業省「多様なモビリティ普及推進会議 とりまとめ」から作成)

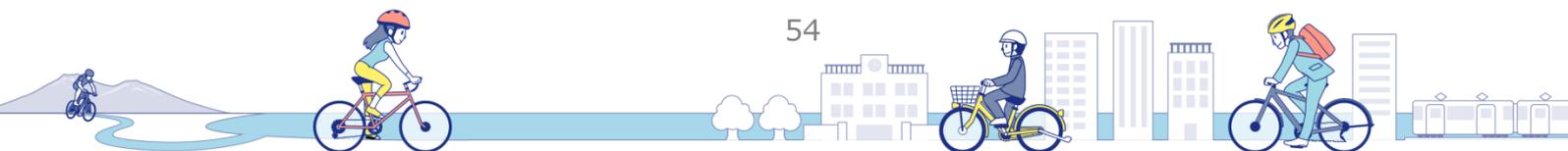
市計画における措置	27.地域の自転車クラブの創設促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車を通じた心と体の健康増進を推進するため、自転車安全教室やスポーツ自転車の乗り方セミナー、サイクルイベントの開催など、自転車を安全に利用促進する地域活動を担う自転車クラブの創設を促します。 									
	<p>■「ふじのくにEASTサイクリストクラブ」</p> 									
市担当課	ウイズスポーツ課									
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(出典：静岡県自転車活用推進計画)



市計画における措置		12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進【再掲】							
市担当課		まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課							
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

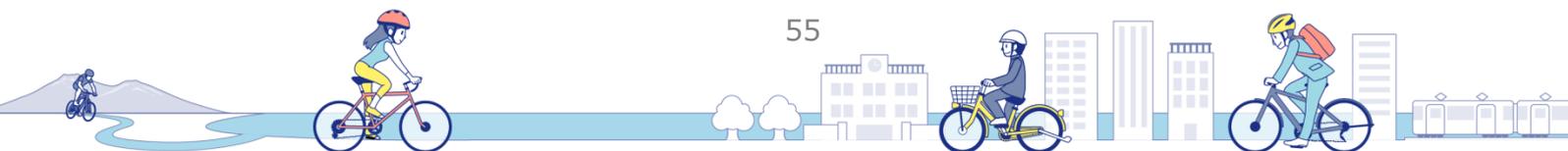
市計画における措置		19.市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ【再掲】							
市担当課		環境政策課、健康づくり課							
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



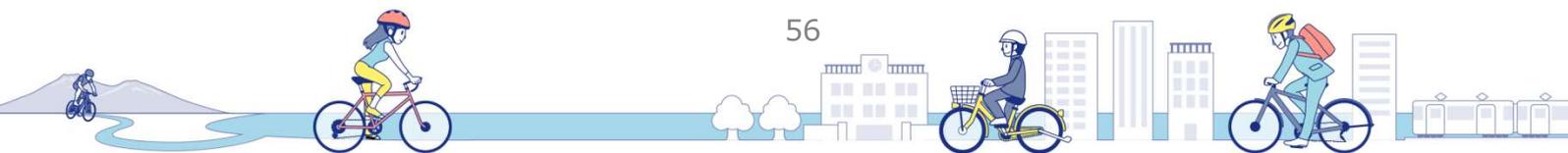
5-6 目標4 サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大

VI 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

市計画における措置	28.広域連携によるサイクルートのブランド化の推進								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●静岡県自転車活用推進計画の県モデルルートのうち、「太平洋岸自転車道」「伊豆半島1周ルート」が市内を通過しており、狩野川を通じた伊豆半島、太平洋岸自転車道等を生かした広域的な施策による集客のポテンシャルを秘めています。 ●広域組織や周辺自治体と連携し、ナショナルサイクルルートを目指す「太平洋岸自転車道」、「伊豆一周」、「富士山一周」のブランド化を進めると共に、周遊イベントの実施やレンタサイクルの貸出、各ルート周辺のバイシクルピット、サイクルステーションの充実を検討します。 <p>■「伊豆半島1周サイクリング」の取り組み例</p>  <p>(出典：(一社)美しい伊豆創造センター)</p> <p>■サイクリングツアーの例(ナショナルサイクルルート：つくば霞ヶ浦りんりんロード)</p> 								
市担当課	ウィズスポーツ課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



富士山と駿河湾が織りなす絶景ポイント満載の海沿いコース



市計画における措置 29. 地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの作成による誘客の促進

事業内容

- サイクリングで多様な地域資源が楽しめる各エリアの特性を捉えたサイクルコースや体験型・交流型の観光プランを作成し、それを活かした県内外への情報発信やサイクルツアー等を企画・開催します。
- サイクリングコース・観光プランは、サイクリング愛好者のレベルや観光客のニーズに応じた多彩なコースを設定します。

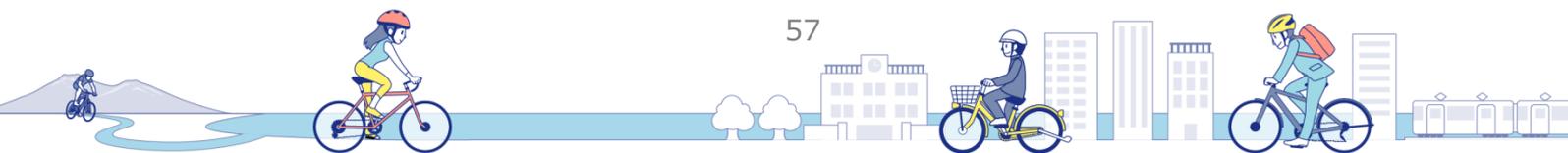
■サイクリングツアー(散走)の例(真庭市)

資料：真庭市

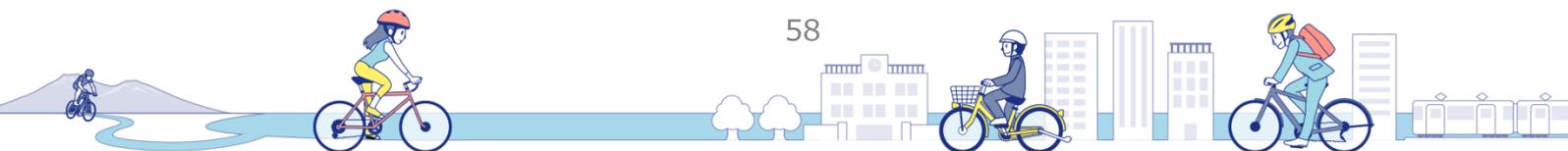
※散走：「自転車で走ること」が目的ではなく、「自転車を利用して」見たり食べたり探したりすることを目的とした、新しい自転車の楽しみ方

(出典：国土交通省「第1回 ナショナルサイクルルート制度検討小委員会 配付資料2 国内におけるサイクルツーリズムの現状」)

市担当課		ウィズスポーツ課、観光戦略課							
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



市計画における措置	30. サイクル拠点の整備促進									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車ネットワーク路線やサイクリングコース上に、休憩施設やベンチ、集合しやすい広場等の整備を検討します。 ● サイクリングの拠点となる交通結節点においては、レンタサイクルサービスの拡充等、拠点機能やサービスの充実を検討します。 									
	■ 市内のサイクリング拠点(NUMAZUサイクルステーション静浦東)									
										
										
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通結節点のサイクリング拠点例 (りんりんスクエア土浦) ■ ポケットパークの例 (行方市) 										
										
(出典:神栖市自転車活用推進計画)					(出典:いばらき自転車活用推進計画)					
市担当課					ウイズスポーツ課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



コラム

サイクル拠点

●ナショナルサイクルルートの指定要件のひとつとして、以下のような施設の整備が必要となっています。

- ✓ 鉄道駅などに、レンタサイクルや着替え場所等を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること
- ✓ 「サイクルステーション」がルート上におおむね20kmごとに整備されていること

■ゲートウェイの整備事例

事例:「りんりんスクエア土浦」(JR土浦駅) (つくば霞ヶ浦りんりんロード)



周辺の観光情報や宿泊施設情報を提供

空気入れや工具の貸出

レンタサイクル

コインロッカー

屋内ラック・
宅配便ロッカー (荷物の発送・受取が可能)

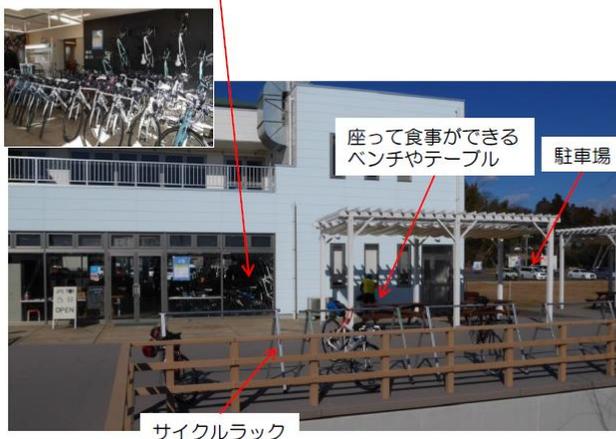
シャワー室

(出典:国土交通省「第3回 ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」資料2 NCR指定制度の要件)

■サイクルステーションの整備事例

事例:かすみがうら市交流センター
(つくば霞ヶ浦りんりんロード)

【屋内】
飲食スペース、土産物販売、
空気入れ・工具貸出し・レンタサイクル等



座って食事ができる
ベンチやテーブル

駐車場

サイクルラック

事例:十勝川温泉サイクルステーション(トカブチ400)
工具貸出し・空気入れ、
情報提供等



温泉施設

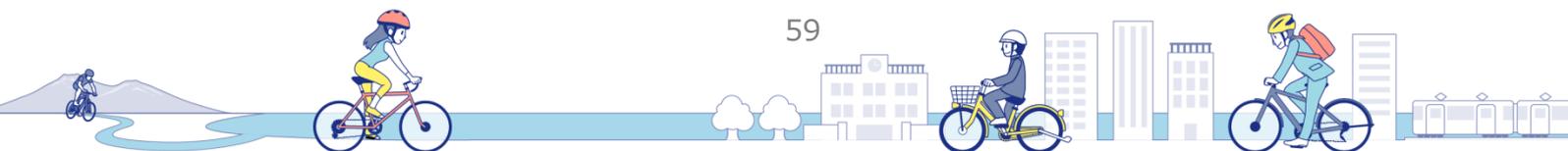
サイクルラック

【写真:北海道開発局】

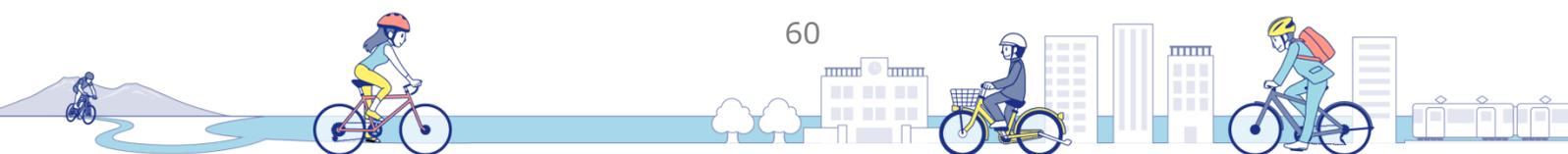
ルートMAPの提供

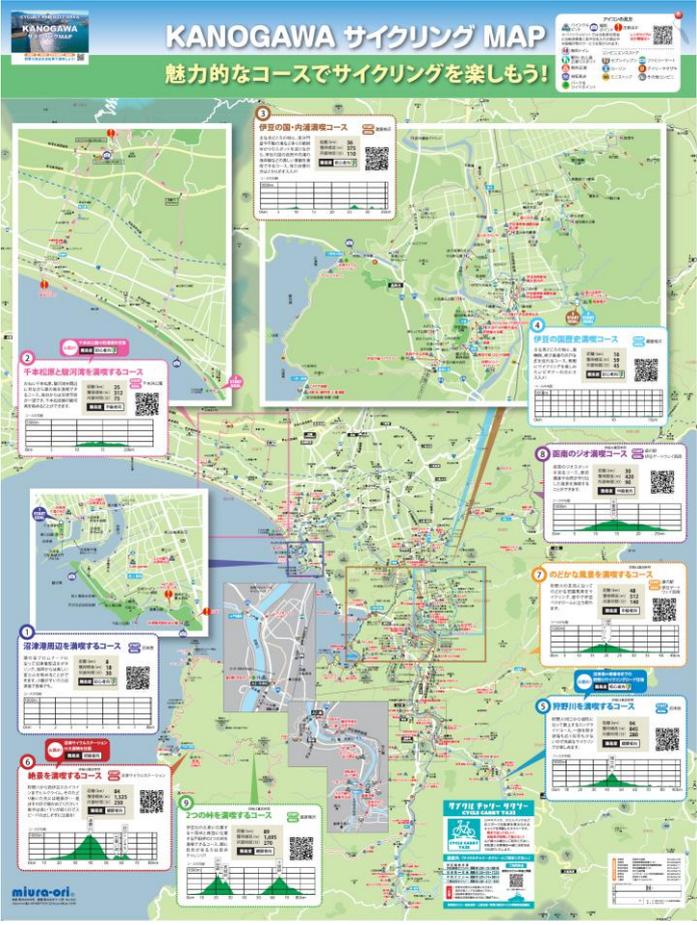
座って食事ができる
ベンチやテーブル

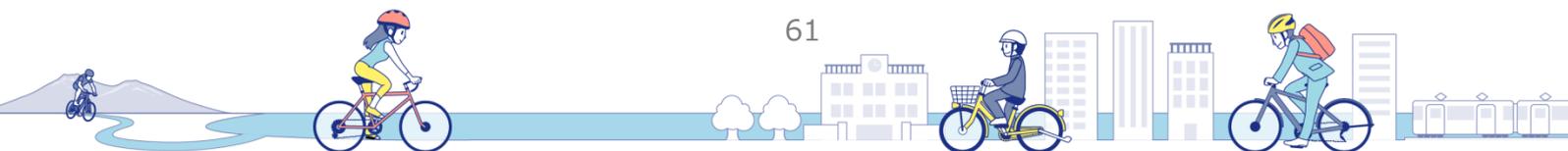
(出典:国土交通省「第3回 ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」資料2 NCR指定制度の要件)



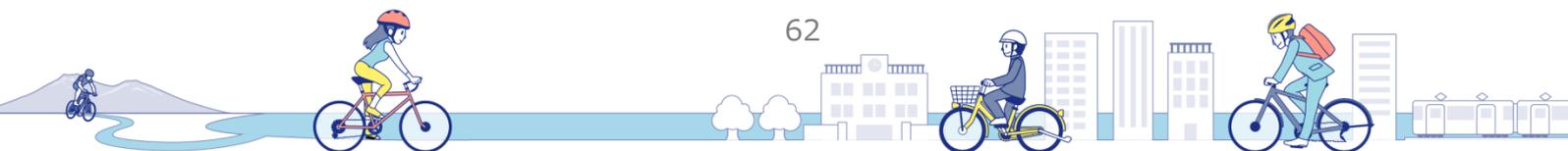
市計画における措置	31.官民連携によるサイクリスト受入環境の向上									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者に自転車修理工具や空気入れの貸出、休憩場所の提供等のサービスを提供するバイシクルピットの拡充及びサービスの向上を行います。 ●市内の観光施設や宿泊施設に、食事・休憩ができる場所・立ち寄りスポットの情報提供や手荷物預かり、自転車を安心して屋内に保管できるサービスの提供を呼びかけ、「サイクリストに優しい施設」として情報発信を行います。 ●民間事業者等と協力し、レンタサイクルやシェアサイクルの普及促進を図ります。 ●交通事業者と連携しサイクルキャリアタクシーの運行など、サイクリストが安心・快適に来訪できる環境を整えます。 									
	<p>■バイシクルピットの設置例(沼津市)</p>									
										
	<p>■サイクリストに優しい宿の例(コナスティ伊豆長岡)</p>									
										
<p>■沼津・三島交通圏で実施中のサイクルキャリアタクシー</p>										
										
<p>(出典:静岡県タクシー協会 沼津・三島支部)</p>										
市担当課					ウィズスポーツ課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



市計画における措置	32.情報発信ツールの作成								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●サイクリングの計画時やサイクリング中に必要とする情報を自転車利用者が入手できるように、走行可能なルートや食事・休憩場所、立ち寄りスポットに関する情報等を積極的に情報発信します。 ●情報収集媒体は、WEBサイトのほか、沼津駅の観光案内所や宿泊先に紙媒体での提供も行います。 <p>■サイクリングマップの例(狩野川周辺地域)</p>  <p>(出典:狩野川周辺サイクル事業推進協議会)</p>								
	市担当課	ウィズスポーツ課							
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



市計画における措置	33.国内外への情報発信の強化									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブや動画配信サービス、SNS、雑誌等様々な媒体を活用し、沼津市におけるサイクリングの魅力を国内外へ発信します。 ●また、サイクリング愛好家に沼津市の情報が目に止まりやすくなるよう、民間のポータルサイトと連携した情報発信も行います。 									
	<p>■動画配信サービスでの情報発信の例</p>									
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■民間のポータルサイトと連携した情報発信の例</p>  <p style="text-align: right;">(出典: TABIRIN)</p>									
市担当課					ウィズスポーツ課					
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)										
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

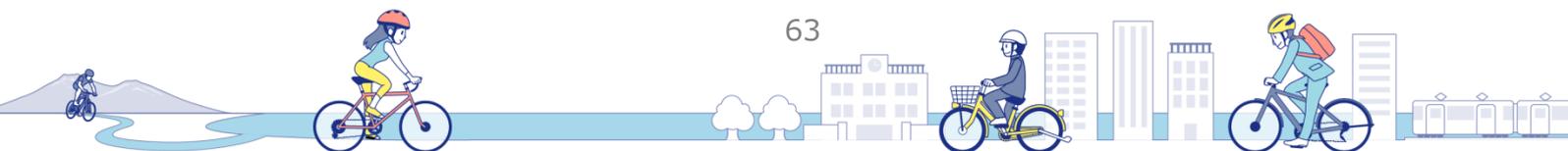


市計画における措置	1.沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備【再掲】								
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	2.自転車を利用しやすい環境の整備【再掲】								
市担当課	建設デザイン調整室、道路建設課、道路管理課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	12.5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進【再掲】								
市担当課	まちづくり政策課、建設デザイン調整室、ウィズスポーツ課、生活安心課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●

市計画における措置	26.自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施【再掲】								
市担当課	健康づくり課、ウィズスポーツ課								
実施スケジュール(○:検討 ●:実施)									
R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●



コラム

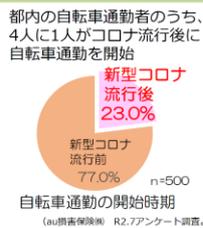
国の自転車活用推進計画の改定

- 国の現行の自転車活用推進計画(H30.6閣議決定)の計画期間が2020年度までであることから、次期計画について、施策の進捗や社会情勢の変化を踏まえた施策及び措置に関する改定が行われています。
- コロナ禍における生活様式・交通行動の変容、情報通信技術の発展、高齢化等も踏まえた「安全・安心」等を計画改定のポイントとして、新たな施策や措置が検討されています。
- 沼津市自転車活用推進計画の推進においても、国の次期自転車活用推進計画の動向や施策の進捗、今後の社会情勢の変化を踏まえ、計画の進捗管理、評価を行います。

**計画改定のポイント
(近年の社会情勢の変化等)**

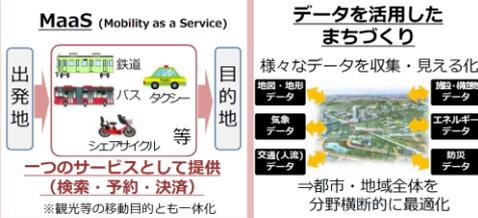
コロナ禍における生活様式・交通行動の変容

- **通勤・配達目的**での自転車利用者も増加。安全意識の醸成も課題。



情報通信技術の発展

- 交通分野でも**デジタル化**が更に進展する可能性。(複数の交通モードやまちづくりとの連携等)



高齢化等も踏まえた「安全・安心」

- 交通事故死者数全体のうち、自転車乗用中死者数が占める割合は増加傾向。(10.3% (H4) → 13.5% (R1))
- 高齢者の免許返納が増加。**高齢者、障害者等にも対応**した様々な自転車の普及を更に進める必要。



- 自転車対歩行者の**高額賠償事故**が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。(27都道府県で義務化・努力義務化 (R2.9時点))

目標・施策(案)

今後、有識者会議の議論等を踏まえ、施策ごとの具体的な措置の強化を検討。(現計画では再掲を除き、計73)

※【新規】:新しく追加予定の施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. **自転車通行空間**の計画的な整備の促進
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. **シェアサイクル**の普及促進
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐車場の整備推進
5. 自転車の**情報通信技術**の活用の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. **自転車通勤**の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

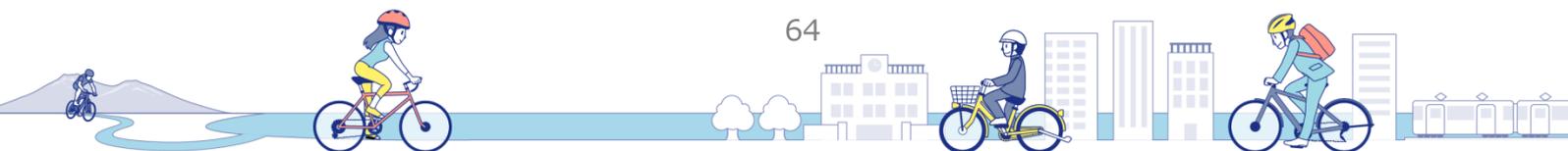
11. 国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇る**サイクリング環境の創出**

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
15. **多様な自転車の開発・普及** 【新規】
16. **交通安全意識の向上**に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
17. 学校における交通安全教室の開催等を推進
18. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
19. 災害時における自転車の活用の推進
20. **損害賠償責任保険等への加入促進** 【新規】

(出典:国土交通省「令和2年度第4回自転車の活用推進に向けた有識者会議」)

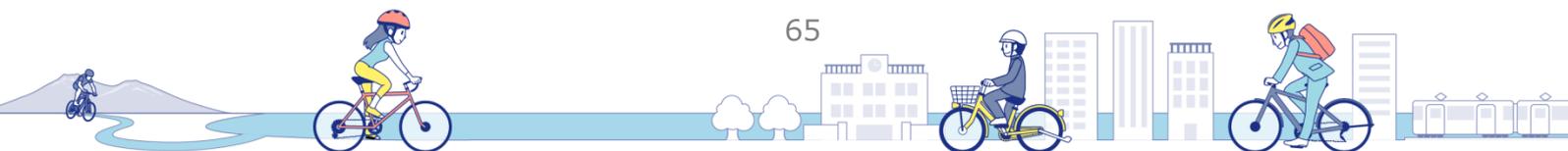
参考資料1-1 次期自転車活用推進計画の骨子について)



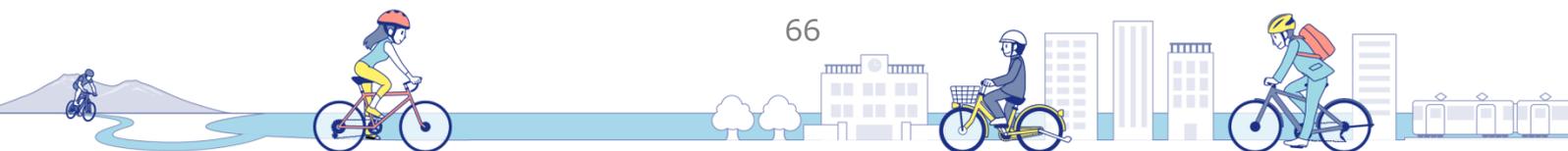
5-7 実施施策一覧と実施スケジュール

実施施策とスケジュールは以下のとおりとします。

沼津市自転車活用推進計画			
目標	プロジェクト	No	市計画における措置
目標1 自転車利用環境の充実による安全性の確保	I. 自転車通行空間整備推進プロジェクト	1	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備
		2	自転車を利用しやすい環境の整備
		3	自転車通行空間の適正な維持管理
		4	自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進
		5	ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施
		6	無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
	II. 自転車安全利用促進プロジェクト	7	世代に応じた交通安全教室の開催
		8	自動車との共存に向けた相互理解の促進
		9	沼津市高校生自転車マナー向上委員会による自転車マナー啓発活動の推進
		10	自転車の走りやすさや安全性に関するマップの作成と発信
		11	市役所職員の自転車の交通に対するモラルの向上
		12	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進
		13	自転車点検実施の推進
		14	自転車ヘルメット着用の広報啓発
		15	自転車損害賠償保険の加入促進
目標2 移動の利便性向上による自動車への過度な依存の低減	III. 良好な都市環境の形成プロジェクト	16	自転車と公共交通の相互利用の利便性向上
		17	公共用地・民地・鉄道駅等へのシェアサイクルやレンタサイクルポートの設置検討
		18	駐輪場の運営管理及び放置禁止区域の見直し
		19	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者における自転車通勤制度導入に向けた働きかけ
	20	市役所職員の近隣公務における公用自転車の利用促進	
	⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】	
IV. ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト	21	まちなか及び周辺地域資源を徒歩・自転車・公共交通で訪れてもらう取り組みの検討	
	22	沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討	
	23	移動が楽しめる新たなモビリティツールの活用検討	
目標3 自転車車の活用による健康の増進	V. おでかけサイクリングプロジェクト	24	ぬまづ健康マイレージをツールとした自転車利用の促進
		25	市役所職員の率先した自転車通勤・自転車移動の促進
		26	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施
		27	地域の自転車クラブの創設促進
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
		⑲	市民に対するエコ通勤の呼びかけや事業者に対する自転車通勤制度導入に向けた働きかけ 【再掲】
目標4 サイクルツーリズム推進による交流人口の拡大	VI. 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト	28	広域連携によるサイクルルートのブランド化の推進
		29	地域資源を活かした多彩なサイクルコース・観光プランの造成による誘客の促進
		30	サイクル拠点の整備促進
		31	官民連携によるサイクリスト受入環境の向上
		32	情報発信ツールの作成
		33	国内外への情報発信の強化
		①	沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備 【再掲】
		②	自転車を利用しやすい環境の整備 【再掲】
		⑫	5月の自転車月間における自転車利用の啓発促進 【再掲】
		⑳	自転車の魅力、楽しさ、健康効果の周知啓発およびイベント・講習会の実施 【再掲】



実施スケジュール										関係機関
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
					実施					建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
					実施					建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
					実施					道路管理課
					実施					生活安心課、警察
					実施					道路管理課
					実施					建設デザイン調整室等
					実施					生活安心課等、教育委員会、警察等
					実施					生活安心課、警察、交通安全協会等
					実施					生活安心課、高等学校、警察、道路事業者等
		検討			実施					生活安心課、道路管理者、警察、道路事業者等
					実施					人事課
		検討			実施					まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
					実施					生活安心課、自転車販売事業者等
					実施					生活安心課、警察、交通安全協会等
					実施					生活安心課、警察、交通安全協会等
		検討			実施					まちづくり政策課、交通事業者、民間事業者等
		検討			実施					まちづくり政策課、シェアサイクル事業者等
					実施・検討					まちづくり政策課
					実施・検討					環境政策課、健康づくり課、各事業者等
					実施・検討					資産活用課
		検討			実施					まちづくり政策課・建設デザイン調整室等
		検討			社会実験→実施					まちづくり政策課、交通事業者、駐車場管理者等
		検討			社会実験→実施					まちづくり政策課、地域関係者、道路管理者等
		検討			社会実験→実施					まちづくり政策課、地域関係者、道路管理者等
					実施					健康づくり課
					実施					人事課、健康づくり課
		検討			実施					健康づくり課等、サイクル事業者
		検討			実施					ウイズスポーツ課
		検討			実施					まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
					実施・検討					環境政策課、健康づくり課、各事業者等
					実施					ウイズスポーツ課、周辺自治体等
					実施					ウイズスポーツ課等、サイクル事業者等
		検討			実施					ウイズスポーツ課、民間事業者
					実施					ウイズスポーツ課、サイクル事業者等
					実施					ウイズスポーツ課、サイクル事業者等
		検討			実施					ウイズスポーツ課、サイクル事業者等
					実施					建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
					実施					建設デザイン調整室等、道路管理者、警察等
		検討			実施					まちづくり政策課、建設デザイン調整室等
		検討			実施					健康づくり課等、サイクル事業者



SDGsへの貢献

- SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17の目標です。
- 自転車の活用を推進することで、目標3[保健]、目標8[経済成長と雇用]、目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]、目標11[持続可能な都市]、目標13[気候変動]などに貢献することが期待されます。

	目標1 自転車の利用環境の充実による 安全性の確保	目標2 移動の利便性向上による 過度な自動車への依存の低減	目標3 自転車の活用による 健康の増進	目標4 サイクルツーリズムの 推進による交流人口の拡大
目標3 [保健] すべての人に健康と福祉を			○	
目標8 [経済成長と雇用] 働きがいも経済成長も				○
目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 産業と技術革新の基盤をつくろう	○			
目標11 [持続可能な都市] 住み続けられるまちづくりを		○		
目標13 [気候変動] 気候変動に具体的な対策を		○		

- 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(出典:外務省HP「JAPAN SDGs Action Platform」より)

